## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 2025年8月18日 【届出者の氏名又は名称】 株式会社NTTドコモ

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-5156-1284

【事務連絡者氏名】 グループ事業推進部長 谷澤 正和

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。 【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。 【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。 【電話番号】 該当事項はありません。 【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】

(東京都千代田区永田町二丁目11番1号)

株式会社東京証券取引所

株式会社NTTドコモ

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社NTTドコモをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社CARTA HOLDINGSをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも 計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいい ます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵 省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示 基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又 は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みま す。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1【公開買付要項】

#### 1【対象者名】

株式会社CARTA HOLDINGS

## 2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

## (2) 新株予約権

2024年4月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権(以下「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2026年4月27日から2029年4月26日まで)

2024年4月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権(以下「第11回新株予約権」といい、第10回新株予約権及び第11回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)(行使期間は2026年4月27日から2034年4月26日まで)

### 3【買付け等の目的】

## (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2025年6月16日付「株式会社CARTA HOLDINGS株券等(証券コード:3688)に対する公開買付けの開始予定及び業務資本提携契約の締結に関するお知らせ」(以下「2025年6月16日付公開買付者プレスリリース」といいます。)にて公表しておりましたとおり、2025年6月16日開催の取締役会において、本公開買付前提条件(以下に定義します。)が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式(以下に定義します。以下同じとします。)を除きます。)及び本新株予約権(注1)の全てを取得することにより、対象者の株主を公開買付者及び対象者の親会社である株式会社電通グループ(以下「電通グループ」といいます。)のみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施すること、並びに対象者及び電通グループとの間で業務資本提携契約(以下「本業務資本提携契約」といいます。)を締結することを決議しておりました。

本公開買付けについては、日本、中国及び韓国の競争法令の手続及び対応に一定期間を要することから、本業務資本提携契約に基づき、当該手続及び対応が完了していること等の前提条件(注2)(以下「本公開買付前提条件」といいます。)が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合(なお、公開買付者は、その任意の裁量により、本公開買付前提条件(ただし、後述(注2)の 、 及び を除きます。)を放棄できるとされています。また、(注2)の 、 及び の前提条件については、電通グループの事前の承諾を得た上で放棄できるものとされています。)に、本公開買付けを速やかに開始することを予定し、公開買付者は、当該手続に関する国内外の法律事務所との協議等を踏まえ、2025年8月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりました。

- (注1) 「本新株予約権」は、対象者によると2025年6月30日現在、合計630個(目的となる株式数の合計:63,000株)発行されており、その内訳は第10回新株予約権140個(目的となる株式数:14,000株)及び第11回新株予約権490個(目的となる株式数:49,000株)となっていますが、権利行使期間の開始日はいずれも2026年4月27日となっており、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、いずれも行使され対象者株式が本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)に対して発行又は移転されることを想定していないため、下記(注5)の所有割合の計算において定義され分母として使用する本基準株式数に加算しておりません。
- (注2) 「本公開買付前提条件」は、大要において、 対象者取締役会が、本公開買付けが実施される際に、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見(以下「本賛同・応募推奨意見」といいます。)を表明することを決議し、また、かかる決議が撤回又は変更されていないこと、 対象者取締役会が本公開買付けに関連して設置した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)が、対象者取締役会に対して、本賛同・応募推奨意見を表明することは相当である旨の答申を行い、これが変更又は撤回されていないこと、 本取引の実行にあたり必要となる国内外の競争法令上の手続が全て完了していること、 本業務資本提携契約に定める対象者及び電通グループによる表明及び保証(注3)が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、 本業務資本提携契約に基づき対象者及び電通グループが遵守すべき義務(注4)の重大な不履行又は不遵守がないこと、 対象者に関する未公表の重要事実等が存在しないこと、 本公開買付けを禁止し、又は制限することを求める司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、 本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回が認められるべき事情が発生していないことの充足が前提条件となっております。
- (注3) 本業務資本提携契約に基づく対象者及び電通グループによる表明及び保証の内容については、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「本業務資本提携契約」をご参照ください。

(注4) 本業務資本提携契約に基づく対象者及び電通グループの義務の内容については、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「本業務資本提携契約」をご参照ください。

本書提出日現在、公開買付者は、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、中国の競争法令に基づき必要な手続及び対応については完了しておりませんが、日本及び韓国の競争法令に基づき必要な手続及び対応は完了しており、中国の競争法令に基づく必要な手続及び対応についても公開買付期間満了の日の前日までに完了する目途が付いたことも踏まえ(詳細については、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。)、上記前提条件 については、本公開買付前提条件としては放棄することとし、電通グループより当該前提条件の放棄について承諾を得たことから、上記前提条件 については、本公開買付前提条件として放棄する決定をいたしました。また、その他の前提条件については、以下のとおり、充足されたことを確認したことから、2025年8月15日、本公開買付けを2025年8月18日から開始することを決定いたしました。

公開買付者は、対象者より、2025年8月15日時点において、2025年8月15日付の取締役会決議(書面決議)において、決議に参加した対象者の取締役全員の全会一致により、本賛同・応募推奨意見を表明することを決議し、また、かかる決議が変更又は撤回されていない旨の報告を受け、同日、上記の本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、2025年8月15日時点において、本特別委員会が、本特別委員会の全委員の全会一致により、対象者取締役会に対して、本賛同・応募推奨意見を表明することは相当である旨の答申を行い、また、かかる答申が変更又は撤回されていない旨の報告を受け、同日、上記の本公開買付前提条件 の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者及び電通グループより、2025年8月15日時点において、対象者及び電通グループの知る限り、本業務資本提携契約に定める、対象者及び電通グループによる表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確である旨の報告を受け、同日、上記の本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者及び電通グループより、2025年8月15日時点において、対象者及び電通グループの知る限り、本業務資本提携契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務を重要な点において履行又は遵守している旨の報告を受け、同日、上記の本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、2025年8月15日時点において、対象者に関する未公表の重要事実又は公開買付け 等事実が存在しない旨の報告を受け、同日、上記の本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、2025年8月15日時点において、対象者の知る限り、( )本取引を制限又は禁止するいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、また、( )本取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属していない旨の報告を受け、同日、上記の本公開買付前提条件 の充足を確認いたしました。

公開買付者は、対象者より、2025年8月15日時点において、対象者の知る限り、本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回が認められるべき事情は発生していない旨の報告を受け、同日、上記の本公開買付前提条件の充足を確認いたしました。

また、2025年6月16日付公開買付者プレスリリースにおいて記載された本公開買付けの内容や条件は、公開買付期間を20営業日から21営業日に変更したことを除き変更はありません。

なお、本書提出日現在、公開買付者、公開買付者の子会社を含む関係会社及び公開買付者の親会社であるNTT株式会社(以下「NTT」といいます。なお、NTTは2025年7月1日に日本電信電話株式会社より商号変更しております。)は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

本取引は、本公開買付け、本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に対象者が行う株式併合(以下「本株式併合」といいます。)、本公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として対象者によって実施される本不応募合意株式の一部を対象とする自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)及び本自己株式取得の効力発生を条件として、本自己株式取得の効力発生後速やかに実施される、対象者を株式交換完全親会社、公開買付者の子会社であり、公開買付者と電通グループの合弁会社である株式会社D2C(以下「D2C」といいます。)を株式交換完全子会社とし、対象者株式を対価とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)から構成され、最終的に、対象者の株主を公開買付者及び電通グループのみとし、対象者株式を非公開化することを企図するものです。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年6月16日付で、対象者及び電通グループとの間で、電通グループが所有する対象者株式の全て(所有株式数:13,441,506株、所有割合(注5):53.13%、以下「本不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨及び本取引後の公開買付者、対象者及び電通グループ間の業務資本提携に関する本業務資本提携契約を、電通グループとの間で対象者の共同運営等に関しての株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を、並びに対象者の代表取締役社長執行役員兼CEOであり第2位株主である宇佐美進典氏(所有株式数:1,869,154株、所有割合:7.39%、以下「宇佐美氏」といいます。)及び対象者の

取締役執行役員CFOであり第9位株主(2024年12月31日現在、2025年6月30日現在では第10位株主)である永岡英 則氏(所有株式数:372,084株、所有割合:1.47%、以下「永岡氏」といいます。)との間で、宇佐美氏及び永岡 氏が所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計:2,241,238株、所有割合:8.86%、以下「本応募合意株式」 いいます。)及び本新株予約権(宇佐美氏及び永岡氏は、いずれも第10回新株予約権を70個(目的となる対象者株 式の数:7,000株)所有しています。以下「本応募合意新株予約権」といい、本応募合意株式と併せて「本応募合 意株式等」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約(以下「本応募合意契約」といいま す。)をそれぞれ締結しております。なお、宇佐美氏及び永岡氏が所有する本応募合意株式の一部には担保権が設 定されているところ、本応募合意契約において、宇佐美氏及び永岡氏は、本公開買付けへの応募までに被担保債権 の弁済その他の方法により当該担保権を消滅させた上で、本応募合意株式等について本公開買付けに応募するもの とされていましたが、本書提出日時点において、当該担保権は消滅しております。また、宇佐美氏との本応募合意 契約においては、宇佐美氏は自らの資産管理会社である合同会社533及び宇佐美氏の妻の資産管理会社である合同 会社アタラクシア(合同会社533と総称して、以下「本合同会社」といいます。)をして、本合同会社が所有する 対象者株式(合同会社533の所有株式数:100,000株、所有割合:0.40%。合同会社アタラクシアの所有株式数: 20,000株、所有割合:0.08%。本合同会社の所有株式数の合計:120,000株、所有割合:0.47%)について、本公 開買付けに応募させるものとされています。詳細については、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の 本業務資本提携契約」、「 本株主間契約」及び「 本応募合意契約」をそれぞれご参照ください。

(注5) 「所有割合」とは、対象者が2025年8月8日に提出した「第27期中半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(25,300,971株)から、対象者が2025年8月8日に公表した「2025年12月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(610株)を控除した株式数(25,300,361株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。なお、2025年6月30日現在残存する本新株予約権は630個であり、その目的となる対象者株式の数は63,000株ですが、本新株予約権の権利行使期間は、第10回新株予約権が2026年4月27日から2029年4月26日まで、第11回新株予約権が2026年4月27日から2034年4月26日までに設定されており、公開買付者は、公開買付期間中に本新株予約権が行使され対象者株式が本新株予約権者に対して発行又は移転されることを想定していないため、本新株予約権の目的となる株式数(63,000株)は本基準株式数に加算しておりません。

本株主間契約においては、本公開買付けの成立後に行われる対象者の株主を公開買付者及び電通グループのみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)の効力発生後に本自己株式取得に応じて、電通グループが対象者に対して本不応募合意株式の一部を売却すること(注6)に加えて、本自己株式取得の効力発生後速やかに、本株式交換を実施することを合意しております。本株主間契約においては、対象者を公開買付者の連結子会社としつつ、対象者の株主総会の特別決議事項については公開買付者が単独で決議できず、電通グループによる賛成を必要とするような議決権割合とするために、本株式交換後の電通グループ及び公開買付者の対象者株式の議決権の割合は、電通グループが3分の1超49%以下、公開買付者が51%以上3分の2未満(以下「株式交換後資本割合」といいます。)となるようにすることに合意しております(注7)。株式交換後資本割合の具体的な比率は、本株式併合の効力発生後に決定される予定です。

- (注6) 本自己株式取得の対象となる本不応募合意株式の数については、本自己株式取得によって公開買付者による対象者の議決権の過半数の取得を実現できる数であって、かつ、本自己株式取得の実施後、本株式交換により、株式交換後資本割合を実現できる数として最も小さい数を想定しております。具体的な取得株式数は、本株式併合の効力発生後に決定される予定です。
- (注7) 対象者が対価として交付する対象者株式につき、その総数は本スクイーズアウト手続後に対象者の発行 済株式総数が確定した後に、最終的に確定する予定です。また、対象者が対価として交付する株式数の 算定に際しては、対象者の株式価値を、本スクイーズアウト手続前における対象者の評価額38,077百万 円(本株主間契約締結日の前営業日(2025年6月13日)を評価基準日とする市場株価基準法(過去3ヶ 月間の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値単純平均値)に基づく評価)と同等とす ることについて、公開買付者は電通グループとの間で合意しております。

本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格(以下「本自己株式取得価格」といいます。)は、本スクイーズアウト手続前の1株あたり1,518円を予定しております。なお、本自己株式取得価格の算出においては、電通グループにおいて法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下「法人税法」といいます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮しつつ、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の電通グループの税引後手取り額として計算される金額が、仮に電通グループが本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額と同等となることを基準としております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を3,425,400株(所有割合:13.54%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(3,425,400株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,425,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(3,425,400株)については、本基準株式数(25,300,361株)に係る議決権の数(253,003個)に3分の2を乗じた数(168,669個、小数点以下を切り上げ)から、本不応募合意株式数(13,441,506株)に係る議決権の数(134,415個)を控除した数(34,254個)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(3,425,400株)としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び電通グループのみとするために、本スクイーズアウト手続を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者及び電通グループが対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

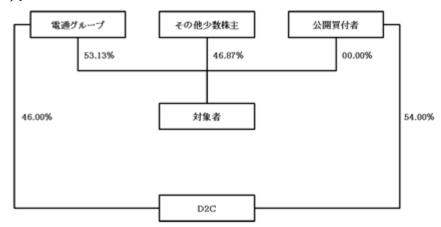
公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、対象者株式(ただし、対象者が所有する 自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付 けの成立後に、対象者に対して、本スクイーズアウト手続の実施を要請する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金により賄うことを予定しております。

なお、本取引のストラクチャーは大要以下のとおりとなります。なお、図中の所有割合は所有する株式に係る所有割合を記載しています。

#### . 本公開買付けの実施前(現状)

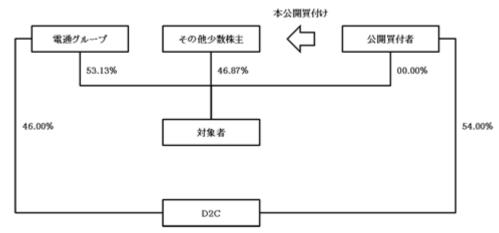
本書提出日現在において、電通グループが対象者株式13,441,506株(所有割合:53.13%)、その他少数株主が対象者株式11,858,855株(所有割合:46.87%)及び本新株予約権630個(本新株予約権の目的である対象者株式数63,000株(所有割合:0.25%))を所有しております。なお、公開買付者、公開買付者の子会社を含む関係会社及び親会社であるNTTは、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。また、電通グループがD2Cの普通株式(以下「D2C株式」といいます。)46.00%、公開買付者がD2C株式54.00%を所有しております(注8)。



(注8) 公開買付者のD2C株式の所有割合については、公開買付者が51.00%及びNTTの完全子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・アドが3.00%を所有しており、その合計値である54.00%を記載しております。

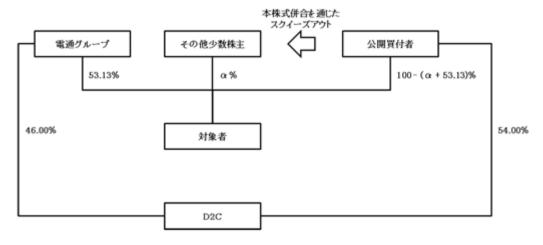
### . 本公開買付け

公開買付者は、対象者株式の非公開化を目的として、対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした本公開買付けを実施いたします。



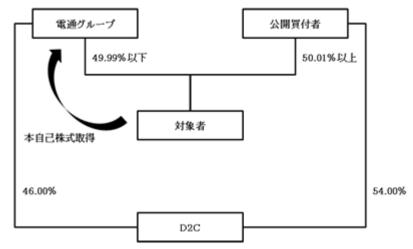
. (本公開買付けの成立後)本株式併合を通じた本スクイーズアウト手続(2025年12月中旬又は下旬に効力発生予定)

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に、電通グループとともに、本公開買付けの成立及び決済完了を条件として、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請し、対象者は対象者の株主を公開買付者及び電通グループのみとするための本株式併合の手続を実施いたします。なお、本株式併合は、本公開買付け成立後に開催される本臨時株主総会(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」)において定義します。以下同様です。)による承認を経た後の効力発生を想定しております。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。



## . 対象者による電通グループからの自己株式取得

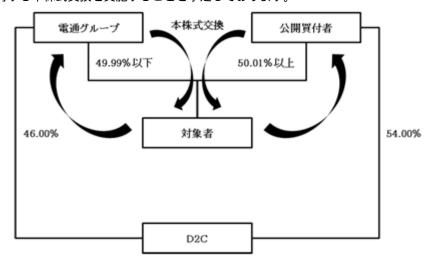
公開買付者は、電通グループとの間で本スクイーズアウト手続の効力発生後に対象者が実施する予定の本自己株式取得に応じて電通グループが本不応募合意株式の一部を対象者に売却することに合意しております。なお、本株式併合の効力発生を経て、対象者の株主が電通グループ及び公開買付者のみになった後に、対象者が本自己株式取得に関する議案を付議する臨時株主総会が開催される(書面決議による場合を含みます。)予定です。また、本自己株式取得は、対象者株式の上場廃止後に実施される予定であるため、法第27条の22の2に規定される自己株式の公開買付けの方法によらずに実施される予定です。



(注9) 本自己株式取得の取得株式数については、公開買付者が対象者の議決権の過半数を取得する数であって、かつ、本自己株式取得の実施後、本株式交換により、株式交換後資本割合を実現できる数として 最も小さい数を想定しております。

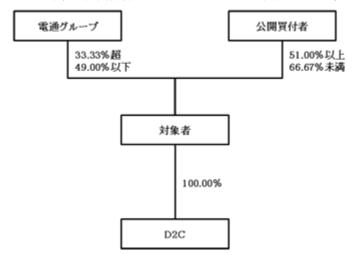
### . 本株式交換

本自己株式取得の完了後、対象者を株式交換完全親会社、D2Cを株式交換完全子会社とし、対象者株式を株式 交換の対価として、これを株式交換実施時点においてD2Cの株主である電通グループ及び公開買付者に対して交 付する本株式交換を実施することを予定しております。



#### . 本株式交換の実施後

本株式交換実施後の電通グループ及び公開買付者の対象者の議決権割合は、電通グループが3分の1超49.00%以下、公開買付者が51.00%以上3分の2未満となるようにすることに合意しております。



対象者が2025年6月16日付で公表した「株式会社NTTドコモによる当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び業務資本提携契約の締結のお知らせ」(以下「2025年6月16日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしていたとのことです。また、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が2025年6月16日付で対象者取締役会に対して提出した答申書(以下「2025年6月16日付答申書」といいます。)の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

さらに、対象者が2025年8月15日に公表した「株式会社NTTドコモによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「2025年8月15日付対象者プレスリリース」といい、2025年6月16日付対象者プレスリリースと併せて「対象者プレスリリース」と総称します。)によれば、対象者は、2025年7月24日、公開買付者から、8月中旬までに日本及び韓国の競争法令に基づき必要な手続及び対応は完了する見込みであり、中国の競争法令に基づく必要な手続及び対応についても、公開買付期間満了の日の前日までに完了する目途が付いたことも踏まえ、上記前提条件については、本公開買付前提条件としては放棄することとし、また、その他の前提条件については充足されることを前提として、本公開買付けを2025年8月18日に開始することを予定している旨の連絡を受けたとのことです。当該連絡を受け、対象者は、本特別委員会に対して、本特別委員会から2025年6月16日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその

旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会は、2025年6月16日以降に本取引に影響を及ぼしうる重要な状況変化や事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うとともに、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年6月16日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年8月15日に、対象者取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の答申書(以下「2025年8月15日付答申書」といいます。2025年6月16日付答申書及び2025年8月15日付各答申書の概要並びに本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2025年8月15日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年8月15日現在においても、2025年6月16日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025年8月15日付の会社法第370条による取締役会決議(書面決議)によって、決議に参加した対象者の取締役(取締役合計6名のうち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2)本公開買付けの実施を 決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買 付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1991年8月にNTTの出資によりエヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社として設立されました。その後、商号を、1992年4月にエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社に、2000年4月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに、2013年10月に現在の社名である株式会社NTTドコモに変更しました。公開買付者が提供している移動通信サービスは、NTTにおいて無線呼出サービス(ポケットベル)が1968年7月に東京23区で開始され、自動車電話サービスが1979年12月に同じく東京地区で開始されたことを起源としております。その後、公開買付者は、1992年7月にNTTより移動通信事業(携帯・自動車電話、無線呼出、船舶電話、航空機公衆電話)を譲り受けて、営業を開始し、1998年10月に東京証券取引所市場第一部に、2002年3月にロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所にそれぞれ上場しました。その後、2014年3月にロンドン証券取引所において、2018年4月にニューヨーク証券取引所において、それぞれ上場廃止となり、2020年12月にはNTTを親会社とする完全子会社化によって、東京証券取引所市場第一部においても株式が上場廃止となりました。

本書提出日現在、公開買付者のグループは、公開買付者、連結子会社50社及び持分法適用関連会社20社(以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。)により構成され、コンシューマ通信事業(個人向け通信サービス(5G・LTE等携帯電話サービス、光ブロードバンドサービス、国際サービス)、各サービスの端末機器販売など)、スマートライフ事業(金融決済サービス、コンテンツライフスタイルサービス(動画・音楽・電子書籍等配信サービス・ドコモでんき等)、マーケティングソリューション、あんしん系サポート(ケータイ補償サービス等)など)及びその他の事業(法人向け通信サービス(5G・LTE等携帯電話サービス、ユビキタスサービス、衛星電話サービス、光ブロードバンドサービス、国際サービス)、各サービスの端末機器販売、オフィスリンクなど)を展開しております。

公開買付者を取り巻く市場環境は、欧州や中東の地政学リスク及び国際的な緊張、インフレによる先行き不透明感が続く世界情勢の中、国内経済はインバウンド需要の増加や物価高、賃上げの動きが広まり、サービス消費の回復、GX、DX、レジリエンス強化への設備投資需要などによって緩やかな回復傾向にあると認識しております。公開買付者を取り巻く市場環境では、モバイル事業のさらなる競争激化が進んでおり、ポイントサービス、金融・決済、エンタメ、マーケティングソリューションの強化を中心とする非通信事業における成長のほか、AI技術の活用を始めとする社会全体における新たな価値創造が求められていると考えています。

公開買付者は、上記のような市場環境の中、「お客様と常に向き合い、お客様に支持されるドコモグループ」になるために、2024年7月にはコンシューマサービスカンパニーの設置や株式会社NTTドコモ・グローバル(以下「ドコモ・グローバル」といいます。)を設立しました。ドコモ・グローバルは、公開買付者グループのグローバル事業を統括し、事業横断で統合的かつ機動的にグローバル事業を推進しております。パートナーと共に新たなライフスタイルの創出及び、それを通じた社会・産業の構造変革に取り組み、世界中のお客様にとってより豊かな生活、社会の実現をめざしています。具体的には、Web3(注1)の世界に向け、個人や企業がブロックチェーン技術を容易かつ安全に利用し、便利で新しい決済サービスを享受できるよう社会実装を実現するためのアプリケーション・サービス事業、通信キャリアの価値向上や効率化を実現するOpen RAN(注2)のような構造

改革支援に関する事業を軸として、将来に向けては他の事業への拡大も検討し、幅広く統合的なグローバル戦略 の企画・立案を行っています。

- (注1) 「Web3」とは、ブロックチェーンなどの分散型技術を活用した、次世代のインターネットのことをいいます。
- (注2) 「Open RAN」とは、無線基地局の仕様をオープンかつ標準化することにより、さまざまなベンダの機器やシステムとの相互接続を可能とする無線アクセスネットワーク(RAN)のことをいいます。

通信・サービス一体でのお客様理解やサービスミックス提案による顧客価値の向上、事業横断かつ機動的なグローバル事業を推進する体制整備を行い、公開買付者、NTTドコモビジネス株式会社(NTTドコモビジネス株式会社は2025年7月1日にNTTコミュニケーションズ株式会社より商号変更しております。)、ドコモ・グローバル、NTTドコモソリューションズ株式会社(NTTドコモソリューションズ株式会社は2025年7月1日にNTTコムウェア株式会社より商号変更しております。)4社一丸となり、新ドコモグループでの活動を始動しました。

また、NTTドコモグループを「つなぐ」ことで新しい未来を実現し、お客様へ期待される企業グループになるべく、プランドスローガンを「つなごう。驚きを。幸せを。」、グループビジョンを「テクノロジーと人間力で新しいつながりを生み、心躍る価値創造で、世界を豊かに、幸せに。」に一新しました。

重点的取組みとして、顧客基盤強化、通信サービス品質の向上、モバイル通信ARPUの向上に注力し、モバイル通信サービス収入の改善やスマートライフ事業の成長を着実に実行していると考えております。

一方、対象者は、1999年10月に株式会社アクシブドットコムとして設立され、下記2019年1月の経営統合の実施当時アドプラットフォーム事業、ポイントメディア事業、インキュベーション事業を展開していた株式会社 VOYAGE GROUP(以下「VOYAGE GROUP」といいます。)と、1996年6月に設立され、当時インターネット広告及び関連事業を展開していた株式会社サイバー・コミュニケーションズ(以下「サイバー・コミュニケーションズ」といいます。)の2社を前身としているとのことです。対象者は、2019年1月に、当時東京証券取引所市場第一部に上場していたVOYAGE GROUPと、当時電通グループの完全子会社であったサイバー・コミュニケーションズが経営統合を行ったことに伴い、両社の持株会社として発足し、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者グループ(対象者及び対象者の関係会社をいいます。以下同じとします。)は、本書提出日現在、対象者、対象者の親会社である電通グループ、連結子会社18社、非連結子会社2社及び持分法適用関連会社6社で構成され、広告会社、クライアント等のデジタルマーケティングの支援及びメディアのDX支援等を行う「デジタルマーケティング事業」、メディア、ソリューションの提供のほか、EC・人材領域等でのサービスの運営を行う「インターネット関連サービス事業」の2つの事業を展開しているとのことです。なお、対象者の連結子会社である株式会社CARTA COMMUNICATIONS、株式会社CARTA MARKETING FIRM及び株式会社Barrizは、2025年7月1日を効力発生日として合併により統合しており、本統合に伴い、存続会社である株式会社CARTA MARKETING FIRMの商号を株式会社CARTA ZEROに変更しているとのことです。

対象者は、2023年2月13日に2023年12月期から2025年12月期を対象とする中期経営方針を公表し、サステナビリティ経営という土台の上に、事業の進化と経営の進化といった両輪での取り組みを行っていくことにより、対象者のパーパスである「人の想いで、人と未来の可能性を、拓いていく。」の実現を目指しているとのことです。

対象者グループの主力事業が属する事業環境として、広告業界全体はコロナ禍を抜け回復基調にあり、特にDX (デジタルトランスフォーメーション)の進展が業界の変革を加速させていると認識しているとのことです。インターネット広告業界は引き続き堅調な成長を見せているとのことで、主に検索連動型広告(リスティング広告)、コンテンツ連動型広告(ディスプレイ広告)、SNS広告や動画広告等の手法によって、リアルタイムでユーザーにマッチした広告を配信する運用型広告の分野では、AIやデータ活用の高度化によって、広告の配信内容やターゲティングを自動で最適化することが可能となり、広告効果の向上をはじめとするさらなる進化が進んでいるとのことです。一方で、個人情報保護に関する規制強化の影響により、cookieに依存しない広告運用への対応として、プライバシーを尊重しつつ、広告効果を維持・向上させるための新しい技術の開発やデータ戦略の構築が求められているとのことです。また、グローバルに事業展開するプラットフォーム企業による寡占化や、顧客企業における広告関連業務の内製化も進展しており、顧客企業に対して付加価値あるプロダクトやソリューションを提供することの難易度は高まっているとのことです。かかる環境下、対象者グループが持続的な成長を実現していくためには、電通グループとの協業関係の深化や、顧客企業に対する直接の販売チャネルに対する取り組みの強化等を通じて、顧客企業のマーケティング課題を総合的に支援する総合的マーケティングケイパビリティを獲得・強化していくことが重要な経営課題であると考えているとのことです。

こうした環境及び課題認識のもと、対象者グループは、上記中期経営方針に基づき、既存事業の構造改革に取り組み、成長領域への投資に取り組んできたとのことです。具体的には、2024年12月期においては、マス広告領域におけるDX推進への取り組みの一環として、対象者の連結子会社であり、テレビCMを効果分析しながら運用が

可能な運用型テレビCMサービスを提供する株式会社テレシーへの投資を進める一方で、デジタルマーケティング領域ではプライバシー保護の意識が高まる中で、cookieに依存しない広告技術やデータ活用にいち早く対応するべく、対象者のデジタルマーケティング事業が提供する自社プロダクトの進化とともに、対象者の連結子会社である株式会社CARTA ZERO及び株式会社DataCurrentでは新しいソリューションを市場に提供してきており、特に、cookieを使用しないターゲティング技術や、自社が直接収集した顧客データである1st Party Dataや共通ID (注3)等の活用サポートは、多くの顧客企業から高い評価をいただいているとのことです。また、生成AIの活用推進にも積極的に取り組み、Generative AI Labを社内に立ち上げ、様々な領域でPOC(概念実証)に取り組むだけではなく、実際の業務プロセスのなかに組み込むことで生産性向上も実現しつつあるとのことです。加えて、社員一人ひとりが新たな挑戦に取り組む姿勢を持ち続けたことも、対象者の成長を支える原動力となっているとのことです。「期待を超える『進化』」をテーマに掲げ、社内外での研修や学びの機会を拡充し、成長する企業文化の形成に、取り組んできたとのことです。

(注3) 「共通ID」とは、複数のサイトやサービス間で共通して使用される識別子で、3rd Party Cookie (ユーザーがアクセスするサイトと異なるドメインによって発行されるCookie)を使用せずにユー ザーを識別する手法のことをいいます。

中期経営方針の最終年度でもある2025年12月期においては、さらに進化する企業を目指しその実現に向けて、デジタルマーケティング事業における「グループ再編」、「人材」と「生成AI」への投資を加速、「サステナビリティ経営」の3つの柱を掲げているとのことです。 デジタルマーケティング事業における「グループ再編」に関しては、2024年9月19日に基本方針を公表した通り、2025年7月1日を効力発生日として、対象者の連結子会社である株式会社CARTA COMMUNICATIONS、株式会社CARTA MARKETING FIRM及び株式会社Barrizを合併により統合し、また、本統合に伴い、存続会社である株式会社CARTA MARKETING FIRMの商号を株式会社CARTA ZEROに変更しているとのことです。

公開買付者は、デジタル技術の進展や生活者ニーズの多様化、将来的な人口減少や異業種も含めた競争激化等の取り巻く環境変化が見込まれる中、モバイル事業のさらなる競争激化が進んでおり、ポイントサービス、金融・決済、エンタメ、マーケティングソリューションの強化を中心とする非通信事業における成長のほか、AI技術の活用を始めとする社会全体における新たな価値創造が求められているとの認識の下、2022年7月よりデジタルマーケティング領域における事業拡大に向けた検討を継続的に行ってきた中、企業のマーケティングバリューチェーン全体の支援を実現するためには、グローバルプラットフォーマーや動画、テレビを含む様々なメディアへの配信が可能なアドプラットフォームや配信オペレーションの保有が必要であると認識し、対象者のアドテクノロジー(注4)、プラットフォーム開発力やオペレーションケイパビリティに魅力を感じて、2024年1月18日に、公開買付者より対象者の親会社である電通グループへ協議実施を打診し、2024年2月1日、電通グループとの間で、対象者との提携による協業可能性に関する共同検討に向けた協議を行いました。その後、2024年2月16日には公開買付者及び電通グループの間でのコーポレート部門も交えた検討を行った結果、2024年4月上旬に対象者との協業可能性につき具体的な検討を進めることで合意しました。

(注4) 「アドテクノロジー」とは、デジタル広告の配信を最適化・自動化するためのシステムや、効果計測、運用データの管理・分析などを行うツールなどの総称をいいます。

その後、2024年5月22日に、公開買付者、D2C、電通グループ及び対象者の間で秘密保持契約を締結し、2024 年5月上旬以降、公開買付者、対象者及び電通グループは、本取引の取り組み意義や対象者とのシナジーに関す る初期的な議論を重ねてまいりました。公開買付者は、約1億人のdポイントクラブ会員の顧客基盤を有してお り、また、当該顧客基盤に基づき、戦略立案(顧客分析など)~戦術立案(広告の配信プラン作成など)~施策 実行(広告配信・運用など)~効果検証(ユーザーのプロファイリング分析・施策評価など)のマーケティング プロセスの各フェーズにおいて、同一のIDで一元的にデータを管理することができるトータルマーケティング (Single ID Marketing(注5))を行ってきております。具体的な公開買付者の取組みとして、2020年8月よ り利用者データとユーザーの属性や行動、興味関心が推定できるAIを組み合わせてターゲットを分析し統計情報 を可視化できるサービスとして「docomo data square」を展開している他、上記のような取組みを通じて、デジ タルマーケティング領域におけるケイパビリティ拡大を通じて、提供価値拡大を進めてきております。また、公 開買付者は、クライアント企業がデジタルマーケティングの領域において、自社のデータを活用してオンライ ン・オフライン問わず一貫したブランド体験を提供するマーケティング戦略を志向していることに対し、公開買 付者の強みであるデータの活用を土台としたマーケティング支援の展開により、デジタルマーケティング全体を 支援することがクライアント企業の事業成長に貢献できると捉え、提供価値拡大を進めておりますが、デジタル マーケティング業界を取り巻く環境の変化に対応しながら、今後もクライアント企業に選ばれ続ける企業である ためには、Single ID Marketingによる戦略・戦術立案から施策実行、効果検証までの一気通貫したマーケティ ング支援において、施策実行フェーズである、公開買付者が保有するメディア以外の様々なメディアへの広告配 信の強化が課題であると認識しておりました。対象者はクライアント企業や主要広告代理店各社のニーズに合わ

せたプロダクト開発やメディアとの強固なリレーションを確立し、従前より幅広いメディアにおける広告プランニングや運用により、クライアント企業の事業推進支援を実現している国内有数のデジタル広告配信事業者と公開買付者は認識しております。

(注5) 「Single ID Marketing」とは、一人ひとりのオンライン・オフラインの日常生活に関わる様々なデータを保有し、このデータをID単位で一元的にマーケティングプロセスの戦略・戦術立案から施策実行、効果検証までの各フェーズで一気通貫で活用いただけるソリューションのことをいいます。

公開買付者は、対象者及び電通グループとの間で、2024年4月上旬から2025年1月下旬まで、シナジーに関する初期的な議論を重ねた結果、対象者グループ及び公開買付者グループが同一の企業グループとなり、公開買付者と電通グループの合弁会社であるD2Cを本株式交換を通じて対象者の子会社とすることで、以下のようなシナジー効果が期待できると考えました。

#### (a) データを活用した総合的なマーケティング支援による企業価値の向上

公開買付者は、対象者によるAIやテクノロジーを活用したデジタルマーケティングの実行力、電通グループが持つマーケティングを通じた事業成長支援のノウハウ、公開買付者及びD2Cが保有する、webなどのオンラインや店舗などのオフラインを横断して把握することのできる生活者の行動・購買データや加盟店ネットワークを融合させることで、約1億人の会員基盤(注6)に紐づく行動・購買データを活用した「トータルマーケティングソリューション」を今後展開することができると考えております。「トータルマーケティングソリューション」を活用することで、マーケティング戦略・戦術の立案から具体的な施策の実行、さらにその効果測定・検証に至るまで、マーケティングプロセスの一貫した支援を行うことができるようになります。特に、個人単位で取得・管理されたIDに基づく「Single ID Marketing」によって、webなどのオンラインや店舗などのオフラインの顧客行動データと意識データ、施策結果データを統合し、従来の単発的なマーケティング手法(フロー型)から、継続的な消費者接点の構築・最適化したマーケティング手法(ストック型)に進化することができると考えております。このようなデータを活用した総合的なマーケティング支援が可能となることで、各クライアント企業のマーケティング投資の効果が最大化され、企業価値の向上を図ることができると考えております。

(注6) 公開買付者が保有する約1億人のdポイントクラブ会員の属性情報や位置情報などの各種データなどの、お客様から必要な同意を得られているデータのことをいいます。

#### (b) 双方の商流活用による販売チャネルの更なる拡大

公開買付者グループの有する加盟店ネットワーク等自社経済圏における商流、及び対象者の有する電通グループ及びその他広告代理店等の商流に対し、それぞれが双方の商流を活用するパートナーシップにより、多様なクライアント企業に対してアプローチし、「トータルマーケティングソリューション」の成功事例を蓄積していくことで、双方の販売チャネルを拡大することができると考えております。

#### (c) D2Cと対象者の機能統合によるケイパビリティの強化と生産性の向上

D2Cは、これまで公開買付者が保有するデータを活用し、公開買付者保有のメディアへの広告配信・運用を担ってきました。また、「Single ID×フルファネル(注7)」による広告ソリューションの先行的な展開を推進してきた中核拠点でもあります。このたび、アドテクノロジーや広告運用に強みを持つ対象者と一体的に事業運営を行うことで、広告配信の精度やスピードをさらに高め、「Single ID Marketing」の提供領域を拡大することが可能になります。これにより、クライアント企業に対するマーケティング支援の質向上やケイパビリティの強化、機能統合による生産性向上を図ることができると考えております。

(注7) 「フルファネル」とは、顧客が商品やサービスを認知してから、購入、そして購入後のリピートやロイヤリティ形成に至るまでの、すべてのプロセスを網羅的に捉える考え方を指します。

なお、公開買付者は対象者を連結子会社化するにあたり、対象者が現在行っている事業については制限することなく踏襲し、対象者の現在の取引を含めた成長を尊重する方針であることを踏まえ、公開買付者と事業上の競合関係にある会社等との取引は僅少であることを勘案し、本取引後に対象者の既存取引先との関係性に悪影響が生じるといったディスシナジーの発生や本取引の実行に起因して対象者の企業価値が毀損する恐れは限定的と判断しております。

また、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる 資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメ リットを以後享受できなくなることを挙げることができます。しかしながら、対象者は現状の事業活動を通じ て、既に十分なブランド力や顧客からの信用を獲得されており、今後も公開買付者グループ及び電通グループの グループ会社として認識されることから、非公開化が企業価値の毀損につながる影響も限定的であると判断して おります。 上記のとおりシナジーに関する初期的な議論を踏まえ、公開買付者は、対象者株式を非公開化し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることが、対象者と直接的な資本関係の構築を通じた一体的な運営につながり、データガバナンスの観点でも資本を伴わない業務提携に比して対象者とのビジネス運営の柔軟性を高め、結果的に対象者の企業価値向上にとって最善であるとの判断に至りました。そして、公開買付者は2025年2月4日付で、電通グループ及び対象者に対して、公開買付者及び対象者の間の継続的な資本関係、公開買付者及び対象者に電通グループを加えた3社間の業務資本提携並びに対象者株式の非公開化を企図した対象者の連結子会社化に関する初期的な意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出したところ、電通グループより、2025年2月13日に本取引の協議に向けた検討体制を整備する旨の意向が示され、対象者としても本意向表明書に記載の提案内容は検討すべき内容であると判断し、2025年2月27日に、本取引に関する検討及び協議を進めることを決定したとの連絡を対象者から受領いたしました。その後、公開買付者は、電通グループ及び対象者との間で、2025年2月下旬に本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。

本公開買付けに向けた具体的な協議・検討にあたって、公開買付者は2025年2月下旬に、本取引に関する専門的助言を得る目的で、公開買付者グループ、対象者及び電通グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、公開買付者グループ、対象者及び電通グループから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任しました。

公開買付者は、本公開買付けの実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2025年3月上旬から同年4月中旬まで対象者に対して実施するとともに、2025年3月19日に対象者から本取引の背景・目的、本取引後の経営方針に関する質問を受領したため、2025年4月10日に対象者に対して回答を行っております。また並行して、同年6月中旬にかけて、対象者との間で、本公開買付価格についての協議・検討を続けてまいりました。

具体的には、公開買付者は、2025年5月15日、対象者からの開示を受けた2025年12月期から2027年12月期までの事業計画をはじめ、2025年3月上旬から同年4月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスを通じた各種開示資料(有価証券報告書などの公開情報に加え、各プロダクト別の詳細といった非公開情報も含む)等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、対象者に対して、本公開買付価格を1,800円(当該提案日の前営業日である2025年5月14日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,563円に対して15.16%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,524円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して18.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,474円に対して22.12%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,450円に対して24.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案を行いました。また、本新株予約権については、全ての本新株予約権の権利行使期間が未到来であるものの、本新株予約権全てを本公開買付けの対象とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権質付価格」といいます。)は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権 第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:108円、第11回新株予約権、第11回新株予約権ともに10,800円)とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年5月16日、対象者より、対象者のファイナンシャル・アドバイザーによる対象者株式価値の算定結果を勘案し、当該提案価格が、対象者の本源的価値を反映したと評価できる価格水準を大幅に下回っていること、本取引の実行により期待されるシナジーが創出する価値についても現株主に公正に分配されるべきと考えられるところ、当該提案価格が、シナジーが分配された価格水準であるとは到底評価できないこと、当該提案日の前営業日である2025年5月14日時点及び同日までの過去一定期間における株価に対するプレミアム水準が非公開化を目的とした過去の公開買付け事例対比で不十分であることから、本公開買付けに対する賛同意見表明及び応募推奨を行うために必要と考える価格水準を大幅に下回る価格であると評価している旨の見解が示され、本公開買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者からの上記の回答を踏まえ、2025年 5 月19日、本公開買付価格を1,870円(当該提案日の前営業日である2025年 5 月16日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,569円に対して19.18%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値1,538円に対して21.59%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値1,478円に対して26.52%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値1,452円に対して28.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案を対象者に行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:178円、第11回新株予約権:178円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに17,800円)とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年5月20日、対象者から、本公開買付けに対する賛同意見表明及び応募推奨を行うために必要と考える価格水準を引き続き大幅に下回る価格であると評価している旨の見解を示され、本公開買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者からの上記の回答を踏まえ、2025年 5 月22日、本公開買付価格を1,930円(当該提案日の前営業日である2025年 5 月21日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,510円に対して27.81%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値1,538円に対して25.49%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値1,480円に対して30.41%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値1,455円に対して32.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案を対象者に行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:238円、第11回新株予約権:238円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに23,800円)とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は、2025年5月23日、対象者から、本公開買付けに対する賛同意見表明及び応募推奨を行うために必要と考える価格水準を引き続き大幅に下回る価格であると評価している旨の見解を示され、本公開買付価格に関する再度の提案を検討するよう連絡を受けました。

公開買付者は、対象者からの上記の回答を踏まえ、2025年 5 月27日、対象者と面談を行い、本公開買付価格を 1,980円(当該提案日の前営業日である2025年 5 月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,524円に対して29.92%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値1,533円に対して29.16%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値1,483円に対して33.51%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値1,455円に対して36.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨、また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:288円、第11回新株予約権:288円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに28,800円)とする旨の提案をそれぞれ行ったところ、対象者から、本公開買付価格の引き上げの再検討の要請を受けました。

これを踏まえ、公開買付者は、2025年5月29日に、本公開買付価格を2,100円(当該提案日の前営業日である 2025年5月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,555円に対して35.05%、同日までの 過去1ヶ月間の終値単純平均値1,534円に対して36.90%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,487円に対して 41.22%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,457円に対して44.13%のプレミアムをそれぞれ加えた価格で す。)とする最終提案を対象者に行いました。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:408円、第11回新株予約権:408円)に本新株予約権1 個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに40,800円)とする旨の最終提案を行いました。

上記最終提案に対し、公開買付者は、2025年5月30日、対象者より、当該提案価格は、対象者として本件に対して賛同し、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することが妥当な価格であると評価していることから、当該提案を応諾する旨の回答を受け、本公開買付価格を2,100円とすること、また、本新株予約権買付価格について、本公開買付価格である2,100円と各本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:408円、第11回新株予約権:408円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに40,800円)とすることで対象者との間で合意に至りました。

さらに、公開買付者は、2025年5月29日に、本応募合意契約の内容について宇佐美氏及び永岡氏に対して提案を行い、その後、2025年6月中旬まで、宇佐美氏及び永岡氏との間で本応募合意契約についての協議・交渉を継続し、2025年6月中旬に、内容について合意に至りました。本応募合意契約の具体的な内容については、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「本応募合意契約」をご参照ください。

以上の協議・交渉を踏まえ、公開買付者は、2025年6月16日開催の取締役会において、本取引の一環として本公開買付けを実施すること、2025年6月16日付で、公開買付者、電通グループ及び対象者との間で本業務資本提携契約を、また電通グループとの間で本株主間契約を締結することを決議いたしました。

その後、公開買付者は、本書提出日現在において、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、中国の競争法令に基づき必要な手続及び対応については完了しておりませんが、日本及び韓国の競争法令に基づき必要な手続及び対応は完了しており、中国の競争法令に基づく必要な手続及び対応についても、本公開買付けによる対象者株式の取得についての事前届出は、2025年7月14日(現地時間)付で中国国家市場監督管理総局に提出され、2025年8月1日(現地時間)付で簡易事案として受理され、中国の法律事務所から、公開買付期間の末日までに中国の競争法令に基づく審査期間(一次審査期間30日)が満了することが見込まれる旨の意見を入手し、公開買付期間満了の日の前日までに完了する目途が付いたことも踏まえ(詳細については、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。)、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載の前提条件 については、本公開買付前提条件としては放棄することとし、電通グループより当該前提条件の放棄について承諾を得たことから、上記前提条件 については、本公開買付前提条件として放棄する、定とさいたしました。また、その他の前提条件については、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、充足されたことを確認したことから、2025年8月15日、本公開買付けを2025年8月18日から開始することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

#### ( )検討体制の構築の経緯

対象者は、2024年4月4日に、電通グループより本取引に関する公開買付者及び電通グループとの協議の 実施に関する打診を受けたとのことです。その後、2024年 5 月22日に、公開買付者、D2C、電通グループ及 び対象者の間で秘密保持契約を締結し、2024年4月上旬から2025年1月下旬にかけて、対象者とのシナジー に関する初期的な議論を行ってきたとのことです。その後、上記「 本公開買付けの実施を決定するに 至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2025年2月4日付で、公開買付者か ら、本意向表明書の提出を受けたとのことです。対象者は、本意向表明書に記載の提案内容は対象者として も検討すべき内容であると判断し、2025年2月27日に、本取引に関する検討及び協議を進めることを決定し たとの連絡を公開買付者に対して行ったとのことです。その後、対象者は、公開買付者及び電通グループと の間で、2025年2月下旬に本公開買付けに向けた具体的な協議・検討を開始したとのことです。また、対象 者は、本公開買付けに向けた具体的な協議・検討にあたって、2025年2月25日に、本公開買付価格の公正性 その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、対象者、公開買付者グループ及び電通グループ から独立したリーガル・アドバイザーとして島田法律事務所を、対象者、公開買付者グループ及び電通グ ループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社(以下 「大和証券」といいます。)をそれぞれ選任するとともに、大和証券に対して対象者株式の株式価値の算定 を依頼したとのことです。

また、本取引については、対象者の支配株主である電通グループと対象者の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本取引の公正性を担保するため、島田法律事務所の助言を踏まえ、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本取引の提案を検討するための本特別委員会を設置したとのことです。なお、委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

#### ( )検討・交渉の経緯

上記()の検討体制を構築した上で、対象者は、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向等を踏まえ、島田法律事務所及び大和証券の助言を受けながら、公開買付者との間で複数回にわたる協議・検討を重ねた上で、本取引の妥当性について検討してきたとのことです。なお、以下の協議・検討過程においては、対象者は、随時、本特別委員会に対して報告を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、対応を行っているとのことです。

まず、2025年2月4日付で公開買付者より受領した本意向表明書について、島田法律事務所及び大和証券の助言を受けながら、提案内容のより具体的な確認・検証をするべく、公開買付者に対しては2025年3月19日、電通グループに対しては2025年3月24日に、本取引の背景・目的、本取引後の経営方針に関する質問状を提出し、公開買付者からは2025年4月10日に、電通グループからは2025年4月1日にそれぞれ回答を受領したとのことです。また、対象者は、2025年3月上旬から2025年4月中旬の期間にかけて、公開買付者によるデュー・ディリジェンスの実施を受け入れ、並行して、公開買付者との間で、本公開買付価格について2025年6月中旬の期間にかけて、複数回にわたり協議を実施したとのことです。

具体的には、対象者は、2025年5月15日、公開買付者より、対象者から開示を受けた2025年12月期から2027年12月期までの事業計画をはじめ、2025年3月上旬から同年4月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスを通じた各種開示資料(有価証券報告書などの公開情報に加え、各プロダクト別の詳細といった非公開情報も含む)等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、本公開買付価格を1,800円(当該提案日の前営業日である2025年5月14日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,563円に対して15.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,524円に対して18.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,474円に対して22.12%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,450円に対して24.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権については、全ての本新株予約権の権利行使期間が未到来であるものの、本新株予約権全てを本公開買付けの対象とし、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権:108円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに10,800円)とする旨の提案を受領したとのことです。

これに対し、対象者は、2025年5月16日、公開買付者に対し、対象者のファイナンシャル・アドバイザーによる対象者株式価値の算定結果を勘案し、本公開買付価格が、対象者の本源的価値を反映したと評価できる価格水準を大幅に下回っていること、本取引の実行により期待されるシナジーが創出する価値についても現株主に公正に分配されるべきと考えられるところ、本公開買付価格が、シナジーが分配された価格水準であるとは到底評価できないこと、当該提案日の前営業日である2025年5月14日時点及び同日までの過去一定期間における株価に対するプレミアム水準が非公開化を目的とした過去の公開買付け事例対比で不十分であることから、本公開買付けに対する賛同意見表明及び応募推奨を行うために必要と考える価格水準を大幅に下回る価格であると評価している旨の見解を示し、本公開買付価格に関する再度の提案を検討するよう要請したとのことです。

対象者は、2025年5月19日、公開買付者より、対象者からの上記の回答を踏まえ、本公開買付価格を1,870円(当該提案日の前営業日である2025年5月16日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,569円に対して19.18%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,538円に対して21.59%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,478円に対して26.52%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,452円に対して28.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:178円、第11回新株予約権:178円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに17.800円)とする旨の提案を受領したとのことです。

これに対し、対象者は、2025年5月20日、公開買付者に対し、本公開買付けに対する賛同意見表明及び応募推奨を行うために必要と考える価格水準を引き続き大幅に下回る価格であると評価している旨の見解を示し、本公開買付価格に関する再度の提案を検討するよう要請したとのことです。

対象者は、2025年 5 月22日、公開買付者より、対象者からの上記の回答を踏まえ、本公開買付価格を 1,930円(当該提案日の前営業日である2025年 5 月21日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式 の終値1,510円に対して27.81%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値1,538円に対して25.49%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値1,480円に対して30.41%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値1,455円に対して32.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:238円、第11回新株予約権:238円)に当該本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに23,800円)とする旨の提案を受領したとのことです。

これに対し、対象者は、2025年5月23日、公開買付者に対し、本公開買付けに対する賛同意見表明及び応募推奨を行うために必要と考える価格水準を引き続き大幅に下回る価格であると評価している旨の見解を示され、本公開買付価格に関する再度の提案を検討するよう要請したとのことです。

対象者は、2025年 5 月27日、公開買付者と面談を行い、公開買付者より、対象者からの上記の回答を踏まえ、本公開買付価格を1,980円(当該提案日の前営業日である2025年 5 月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,524円に対して29.92%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値1,533円に対して29.16%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値1,483円に対して33.51%及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値1,455円に対して36.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨、また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権 1 個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新株予約権:288円、第11回新株予約権:288円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに28,800円)とする旨の提案をそれぞれ受領したとのことですが、対象者から、本公開買付価格の引き上げの再検討の要請を行ったとのことです。

これを踏まえ、対象者は、公開買付者より、2025年5月29日に、本公開買付価格を2,100円(当該提案日の前営業日である2025年5月28日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,555円に対して35.05%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,534円に対して36.90%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,487円に対して41.22%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,457円に対して44.13%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする最終提案を受領したとのことです。また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに40,800円)とする旨の最終提案を受領したとのことです。

上記最終提案に対し、対象者は、2025年5月30日、公開買付者に対し、当該提案価格は、対象者として本公開買付けに対して賛同し、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することが妥当な価格であると評価していることから、当該提案を応諾する旨の回答を行い、本公開買付価格を2,100円とすること、また、本新株予約権買付価格について、本公開買付価格である2,100円と各本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額(第10回新

株予約権:408円、第11回新株予約権:408円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに40,800円)とすることで公開買付者との間で合意に至ったとのことです。

さらに、対象者は、島田法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年6月16日付答申書の提出を受けたとのことです(2025年6月16日付答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。その上で、対象者は、島田法律事務所から受けた法的助言及び大和証券から取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(大和証券)」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2025年6月16日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

#### ( )判断の内容

以上の経緯の下で、対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の対象者を取り巻く事業環境や経営課題、公開買付者、D2C及び電通グループとの協議を通じた本取引後の具体的な協業施策やシナジーに関する検討内容、島田法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言及び大和証券から2025年6月13日付で提出を受けた本株式価値算定書(大和証券)の内容を踏まえつつ、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、大要以下の理由により、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

- (a) 本取引は、下記に記載のシナジーの実現等を通じて、広告主、広告会社、メディア及び消費者、ひいては社会全体に対して新しい価値を実現する可能性を持つものであり、対象者のパーパスやミッションとも整合する取組みであると考えられること
- (b) 本取引は、対象者の中期経営方針で掲げた成長戦略の方向性とも合致するものと考えられること。具体的には、顧客企業に対する総合的なマーケティングケイパビリティの獲得・強化や、消費者のプライバシーを尊重した広告運用への対応において、公開買付者が有する会員データに基づくデータベースを活用したソリューションを提供できるようになることは対象者の戦略上も意義があると考えられること。また、継続的な資本関係及び本業務資本提携を通じて、電通グループとの継続的な協業関係の維持・発展が可能と考えられること
- (c) 本取引の実行により以下のようなシナジーが実現可能と考えられること
  - (ア)データを活用した総合的なマーケティング支援による企業価値の向上

対象者によるAIやテクノロジーを活用したデジタルマーケティングの実行力、電通グループが持つマーケティングを通じた事業成長支援のノウハウ、公開買付者及びD2Cが保有する、webなどのオンラインや店舗などのオフラインを横断して把握することのできる生活者の行動・購買データや加盟店ネットワークを融合させることで、約1億人の会員基盤に紐づく行動・購買データを活用した「トータルマーケティングソリューション」を今後展開することができると考えているとのことです。「トータルマーケティングソリューション」を活用することで、マーケティング戦略・戦術の立案から具体的な施策の実行、さらにその効果測定・検証に至るまで、マーケティングプロセスの一貫した支援を行うことができるようになるとのことです。特に、個人単位で取得・管理されたIDに基づく「Single ID Marketing」によって、webなどのオンラインや店舗などのオフラインの顧客行動データと意識データ、施策結果データを統合し、従来の単発的なマーケティング手法(フロー型)から、継続的な消費者接点の構築・最適化したマーケティング手法(ストック型)に進化することができると考えているとのことです。このようなデータを活用した総合的なマーケティング支援が可能となることで、各クライアント企業のマーケティング投資の効果が最大化され、企業価値の向上を図ることができると考えているとのことです。

(イ)双方の商流活用による販売チャネルの更なる拡大

公開買付者グループの有する加盟店ネットワーク等自社経済圏における商流、及び対象者の有する 電通グループ及びその他広告代理店等の商流に対し、それぞれが双方の商流を活用するパートナー シップにより、多様なクライアント企業に対してアプローチし、「トータルマーケティングソリュー ション」の成功事例を蓄積していくことで、双方の販売チャネルを拡大することができると考えてい るとのことです。

(ウ) D2Cと対象者の機能統合によるケイパビリティの強化と生産性の向上

D2Cは、これまで公開買付者が保有するデータを活用し、公開買付者保有のメディアへの広告配信・運用を担ってきたとのことです。また、「Single ID×フルファネル」による広告ソリューションの先行的な展開を推進してきた中核拠点でもあるとのことです。このたび、アドテクノロジーや広告運用に強みを持つ対象者と一体的に事業運営を行うことで、広告配信の精度やスピードをさらに高め、「Single ID Marketing」の提供領域を拡大することが可能になるとのことです。これにより、クライアント企業に対するマーケティング支援の質向上やケイパビリティの強化、機能統合による生産性向上を図ることができると考えているとのことです。

- (d) 上記のシナジーを実現し、その効果を最大化するためには、対象者が公開買付者の連結子会社となることで、公開買付者におけるデータポリシーに沿った上でそのデータを十分に活用することができることが必要であるとともに、D2Cを対象者の完全子会社とすることが必要であり、また、電通グループとの取引関係の維持のため、一定の資本関係を維持することが必要であると考えられることを踏まえると、本取引後の資本関係を含む本取引のストラクチャーには合理性があると考えられること
- (e) 株式の非公開化により、上場会社であることによるメリットは直接的には享受できなくなるものの、公開買付者の経営資源の活用によりその代替が可能であり、非公開化による影響は限定的と考えられること。具体的には、資本市場を活用した機動的な資金調達を行うことができなくなる影響については、公開買付者のグループファイナンスの活用により補完することができると考えられること。また、上場会社であることによる社会的信用や従業員のモチベーション向上といったメリットが享受できなくなることについては、公開買付者及び電通グループはそれぞれ高い社会的信用及び認知度を有していると考えられることから、上場会社である現状と比して、対象者の社会的信用や従業員のモチベーションに悪影響を与える可能性は低いと考えられること
- (f) 公開買付者の連結子会社となることにより、公開買付者と事業上の競合関係にある会社等との取引関係が縮小する可能性は否定できないものの、当該取引の全体における構成比率は限定的であると対象者として認識しているため、その影響は軽微であると考えられること。また、電通グループの連結子会社から外れることにつき、既存の取引関係の縮小や解消といったディスシナジーが生じる可能性があるものの、新たな協業機会の模索や、本取引後も両社にとって有益な関係性を維持するための取引の枠組みや条件等について電通グループとの間で協議を行い、取引関係の維持・拡大に向けた方策を検討することによって、上記ディスシナジーを最小限に抑えることが可能であると考えられること
- (g) 対象者及び公開買付者は、本取引実行後も、迅速な意思決定又は機動的な事業運営を可能とする対象者の企業文化や組織風土の維持、従業員のモチベーションの維持・向上が重要であるとの認識を共有しており、対象者が公開買付者の連結子会社となることによる、対象者の企業文化や組織風土、対象者の従業員の雇用等に関して、影響は限定的であると考えられること

また、本公開買付価格(2,100円)が、()下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及 び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 る独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている大和証券による対象者株式の株 式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回るとともに、類似会社比較法 に基づく算定結果のレンジの上限を上回ること、( )ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下 「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジの範囲内であること、()本公開買付けの開始予定の 公表日の前営業日である2025年6月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,537円 に対して36.63%、2025年6月13日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,545円に対して35.92%、過去 3ヶ月間の終値単純平均値1,505円に対して39.53%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,465円に対して 43.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、近時の本取引と類似の事例である、経済産業省が「公 正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「M&A指針」といいます。)を公表した2019年6月28日以降2025年3 月28日までに公表された完全子会社化を目的とした国内公開買付け案件及びマネジメントバイアウト案件の うち一定の基準(対象会社の公開買付け公表直前時点のPBRが1倍以上。対象会社が上場会社である他社株 公開買付け案件。特別配当スキーム、二段階公開買付けスキーム案件、不成立案件、対抗公開買付け案件、 応募非推奨案件を除外する。)をもとに抽出した事例全134件におけるプレミアムの中央値(公表前営業日 の終値に対するプレミアムでは42.4%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは 43.4%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは43.8%、同日までの過去6ヶ月 間の終値単純平均値に対するプレミアムでは44.7%)と比較した場合、公表前営業日終値及び過去1ヶ月 間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムのそれぞれ対応する期間の類似事例 の中央値との乖離が5.8%及び7.5%、4.3%、1.4%であるものの、類似事例134件を10%毎のプレミアム帯 で区切った場合に30%以上40%未満のプレミアム帯に分布している事例の件数は、公表前営業日終値を基準 とした場合は28件(134件に対する割合は20.8%)、また同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去 6ヶ月間の終値単純平均値の場合は、それぞれ31件(同23.1%)、32件(同23.9%)、21件(同15.7%)で あり類似事例のうち相応の割合の事例が属するプレミアム帯であること(過去1ヶ月間の終値単純平均値に

対するプレミアムでは最頻度数、公表前営業日及び過去3ヶ月間に対するプレミアムでは40%以上50%未満 のプレミアム帯に次ぐ度数、過去6ヶ月間に対するプレミアムでは40%以上50%未満のプレミアム帯及び 50%以上60%未満のプレミアム帯に次ぐ度数)を踏まえれば、類似事例におけるプレミアム水準を踏まえて も不合理な水準とまでは言えないプレミアムが付されているということができること、( )本公開買付価格 が、対象者株価の過去2年間の最高値である1,774円(2024年4月30日、取引時間中高値)を上回り、当該 過去2年最高値に対して18.4%のプレミアムが付与された水準であることに鑑みても、本公開買付価格は対 象者の株主に十分配慮された水準であると評価できること、( )下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保 するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記 載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認め られること、()上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者の間で協議・交 渉が複数回行われ、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること、( )本特別委 員会の要請により、本公開買付けに関する価格提案の有意な引き上げが実現されていること等を踏まえ、対 象者取締役会は、本取引について、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込ま れるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当 であるとともに、本新株予約権買付価格(40,800円)は、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差 額に、本新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額であることから、本新株予約権 者の皆様にとって妥当なものであり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対 して、対象者株式及び本新株予約権の合理的な売却機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025年6月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(取締役合計6名のうち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本取引に賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議していたとのことです。

その後、2025年7月24日、対象者は、公開買付者から、8月中旬までに日本及び韓国の競争法令に基づき必要な手続及び対応は完了する見込みであり、中国の競争法令に基づく必要な手続及び対応についても、公開買付期間満了の日の前日までに完了する目途が付いたことも踏まえ、上記前提条件 については、本公開買付前提条件としては放棄することとし、また、その他の前提条件については充足されることを前提として、本公開買付けを2025年8月18日に開始することを予定している旨の連絡を受けたとのことです。当該連絡を受け、対象者は、本特別委員会に対して、2025年6月16日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会は、2025年6月16日以降に本取引に影響を及ぼしうる重要な状況変化や事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うとともに、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年6月16日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年8月15日に、対象者取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の2025年8月15日付答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2025年8月15日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年8月15日現在においても、2025年6月16日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025年8月15日付の会社法第370条による取締役会決議(書面決議)により、決議に参加した対象者の取締役(取締役合計6名のうち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、2025年6月16日付の上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち、波多野日出夫氏を除く2名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べていたとのことです。また、2025年8月15日付の上記取締役会の決議の目的である事項の提案について、監査役はいずれも異議を述べていないとのことです。

また、上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役6名のうち、北原整氏は電通グループ(子会社を含む。)の業務執行者であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切参加していないとのことです。また、対象者の監査役3名のうち、波多野日出夫氏は電通グループ(子会社を含む。)の業務執行者であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加していないとのことです。

2025年6月16日及び2025年8月15日付の上記各取締役会の決議の詳細については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための

措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議 がない旨の意見」をご参照ください。

#### 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引のシナジーを含む事業計画の実現のために適切な経営体制を構築することを目的として、電通グループ及び公開買付者が指名する者を対象者の役員に就任させることを予定しておりますが、現時点において具体的な候補者については未定であり、電通グループ及び対象者と協議しながら決定していく予定です。役員就任の具体的な時期については、公開買付者による対象者の連結子会社化以降を予定しております。

なお、公開買付者は、2025年6月16日付で、電通グループとの間で本株主間契約を締結し、本株主間契約において、本取引完了後の対象者の取締役として、電通グループが3名、公開買付者が4名をそれぞれ指名すること及び対象者の代表取締役を公開買付者が指名することに合意しております。本株主間契約の概要については、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「本株主間契約」をご参照ください。

## (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を 担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者、公開買付者の子会社を含む関係会社及び親会社であるNTTは対象者株式及び本新株予約権を所有しておらず、本公開買付けは、支配株主による取引には該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当いたしません。もっとも、公開買付者及び対象者は、対象者が本書提出日現在において電通グループの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が対象者における支配株主との重要な取引等に該当し、また、( )公開買付者が電通グループとの間で、電通グループが本不応募合意株式を本公開買付けに応募しないこと、及び、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて本不応募合意株式の一部を売却することに合意し、本業務資本提携契約及び本株主間契約を締結していること、( )対象者の株主を公開買付者及び電通グループのみとする対象者株式の非公開化を公開買付者及び電通グループが企図していることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、以下のからまでの措置を実施しております。

なお、公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の親会社である電通グループが対象者株式13,441,506株(所有割合:53.13%)を所有しているところ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しておりませんが、以下のからまでの措置が講じられていることから、対象者の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者グループ、対象者及び電通グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(みずほ証券)」といいます。)を取得しました。

公開買付者がみずほ証券から取得した対象者の株式価値に関する本株式価値算定書(みずほ証券)の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

## ( ) 算定機関の名称、に対象者及び公開買付者及び電通グループとの関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者、公開買付者グループ及び電通グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年6月13日付で、大和証券から本株式価値算定書(大和証券)を取得したとのことです。なお、対象者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、大和証券は、対象者、公開買付者グループ及び電通グループの関連当事者には該当せず、本取引

に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係る大和証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行に鑑み、また、本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる固定報酬の報酬体系よりもむしろ、報酬の一部を成功報酬とする方が対象者の金銭的負担の観点から合理的であると考えられることから、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により大和証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

本特別委員会は、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券につき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第1回の本特別委員会において確認しているとのことです。

#### ( )算定の概要

大和証券は、複数の株式価値算定手法の中から、対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行ったとのことです。当該各手法を用いて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法 1,465円~1,545円 類似会社比較法 1,181円~1,678円 DCF法 1,849円~2,382円 市場株価法においては、2025年6月13日を基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における基準日終値1,537円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,545円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,505円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,465円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、1,465円から1,545円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や財務状況を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,181円から1,678円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2025年12月期から2027年12月期までの事業計画及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年12月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,849円~2,382円と算定しているとのことです。上記DCF法の算定の基礎とした対象者の将来の財務予測については、大幅な増益の変動を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、主要グループ会社3社の経営統合に伴う成長領域への経営資源配分による顧客への提案力の強化やプロダクト面での強化による売上高の増加及びオペレーションの最適化に伴うコスト改善等を要因とした営業利益率の改善により、2026年12月期において前年度比31.5%、2027年12月期において前年度比44.7%の営業利益の増加を見込んでいるとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎としたフリー・キャッシュ・フローについては大幅な変動を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。なお、本業務資本提携により実現することが期待されるシナジー効果については、当該事業計画には加味していないとのことです。

対象者の取締役会は、2025年6月16日開催の取締役会から2025年8月15日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書(大和証券)に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えており、大和証券及び島田法律事務所から受けた助言も踏まえ、本株式価値算定書(大和証券)は引き続き有効であると考えているとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、対象者、公開買付者グループ及び電通グループから独立したリーガル・アドバイザーとして島田法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、本取引に係る島田法律事務所の報酬は本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬(いわゆるタイムチャージ)のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。島田法律事務所は、対象者、公開買付者グループ及び電通グループの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会において、島田法律事務所の独立性に問題がないことが確認されているとのことです。

## 対象者における独立した検討体制の構築

上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付者グループ及び電通グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2025年2月4日付で本取引に関する本意向表明書を受領した後、対象者と公開買付者との間の本取引に係る取引条件に関する協議・交渉過程、及び対象者株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程においては、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者グループと利害関係を有しない、永岡氏(取締役CFO)及び岩崎理氏(執行役員)を含む12名の対象者の役職員のみから構成される検討体制を構築し、かかる取扱いを継続しているとのことです。

また、かかる取扱いを含めて、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の 範囲及びその職務を含むとのことです。)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員 会の承認を得ているとのことです。

#### 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年 2 月25日、対象者が電通グループの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、対象者、公開買付者グループ及び電通グループから独立した委員(渡辺尚氏(対象者社外取締役)、 石渡万希子氏(対象者社外取締役)、 齋藤太郎氏(本特別委員会設置時点における対象者社外取締役。 ただし、2025年 3 月29日の対象者株主総会をもって退任。退任後も本特別委員会の委員を継続)、 茂田井純一氏(本特別委員会設置時点における対象者社外監査役。 ただし、2025年 3 月29日の対象者株主総会をもって退任。

退任後も本特別委員会の委員を継続)の4名)によって構成される本特別委員会を設置しているとのことです。 そして、対象者は、本特別委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性 (対象者の企業価値の向上に資するとい えるか)、(b)本取引の手続面の適正性(本取引の決定が公正な手続を通じて行われ、対象者の少数株主が受け るべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされているか)、(c)本取引により対象者の少数株主に交付さ れる対価の妥当性、及び(d)上記(a)、(b)及び(c)その他の事項を前提に、本取引が少数株主にとって不利益なも のではないといえるか否か(総称して、以下「本諮問事項」といいます。)について諮問したとのことです。本 特別委員会は、2025年2月27日より2025年6月16日まで合計13回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及 び協議を行っているとのことです。具体的には、本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、対象者から、対 象者の事業環境、公開買付者が提案する本取引の目的、本取引が対象者事業に与える影響等について説明を受 け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会から公開買付者及び電通グループ に対して、公開買付者の事業環境、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等につき質問し、公開買付 者及び電通グループより、書面による回答を受領したとのことです。公開買付者に対しては、受領した書面によ る回答の内容を基に、インタビュー形式での質疑応答を実施したとのことです。本特別委員会は、対象者から直 近の業績及び事業計画の内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さら に、第三者算定機関である大和証券から、対象者株式の株式価値の算定結果に関する説明を受け、質疑応答を 行ったとのことです。加えて、本特別委員会は、対象者より、対象者と公開買付者との間の公開買付価格に係る 交渉状況の説明を適時に受け、質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会は、対象者のリーガル・ア ドバイザーである島田法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程 等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

本特別委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2025年6月16日に、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、以下の内容の2025年6月16日付答申書を提出しているとのことです。

#### ( )答申内容

- (a) 本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的に正当性及び合理性があるものと認められる。
- (b) 本取引の取引条件(本公開買付価格を含む。) は妥当性があると認められる。
- (c) 本取引の交渉過程及び意思決定に至る手続は公正性があるものと認められ、必要な公正性担保措置が必要な程度に講じられたものと認められる。
- (d) 本取引を行うこと、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、対象者の取締役会が対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手続に係る決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。
- (e) 対象者の取締役会は、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、並びに対象者の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきである。

### ( )答申理由

- (a) 以下の点から、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的に正当性及び合理性があるものと認められる。
  - ・上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の対象者が考える対象者の事業環境・経営課題等について本特別委員会として異存はなく、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「()判断の内容」に記載の本取引によるシナジー効果及びディスシナジー効果の分析・検討についても、対象者との間に重要な見解の相違は認められず、合理的であると認める。
  - ・そして、公開買付者の示すところの上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載の本取引後の対象者の経営方針も、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」に記載の本取引に関する重要な合意の内容も、いずれも対象者の企業価値の向上の観点から見て不合理なものではないと判断することができる。
  - ・以上より、本特別委員会は、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的に正当性及び合理性があると認める。
- (b) 以下の点から、本取引の取引条件 ( 本公開買付価格を含む。 ) は妥当性があると認められる。
  - (ア)本公開買付価格等の妥当性

事業計画の策定手続及び内容

- ・対象者は、公開買付者グループ、対象者及び電通グループから独立した対象者の第三者算定機関である大和証券から本株式価値算定書(大和証券)を取得しているところ、本株式価値算定書(大和証券)においては、対象者より提供を受けた事業計画を算定の前提としている(なお、当該事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではない。そのため、本公開買付けの成立により実現することが期待されるシナジー効果は、事業計画及び価値算定には加味されていない。)。
- ・対象者によると、対象者は傘下の各事業会社から提出される計画数値をベースとしたボトムアップの 3か年計画を毎年更新する形で継続的に事業計画を策定・管理しているところ、当該事業計画は、当 該3か年計画(2025年12月期~2027年12月期)をベースとして、その策定時点の事業状況や当期の業 績見通し等を踏まえて合理的な内容・前提となっており、事業計画の達成確度に関する見立てとし て、楽観的でも保守的でもなく、達成可能な事業計画として策定しているとのことである。
- ・以上の点についての対象者の説明に不合理な点は認められない。
- ・よって、事業計画の策定経緯に公正性を疑うべき事情は存在せず、事業計画の内容に不合理な点は見 受けられない。

#### 大和証券の算定結果の検討

- ・大和証券は、複数の算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を、それぞれ算定手法として用いて、対象者の1株当たりの株式価値の分析を行っている。大和証券が採用したこれらの手法は、本取引と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、大和証券による各算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。
- ・また、上記各算定手法における算定根拠や方法(市場株価法における算定対象期間、類似会社比較法における類似会社の選定方法、DCF法における割引率や永久成長率の設定根拠等)や算定数値に関する大和証券の説明内容に不合理な点は認められない。
- ・以上より大和証券による市場株価法、類似会社比較法及びDCF分析による算定内容について特に不 合理な点は認められない。

#### プレミアムの分析

- ・本公開買付価格は、公表日前営業日の終値1,537円に36.63%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,545円に対して35.92%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,505円に対して39.53%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,465円に対して43.34%のプレミアムが付与されたものである。
- ・参照事例全134件におけるプレミアムの中央値(公表前営業日終値に対するプレミアムでは42.4%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムでは43.4%、同日までの過去3ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムでは43.8%、同日までの過去6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムでは43.8%、同日までの過去6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムでは44.7%)と比較した場合、公表前営業日終値及び過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムのそれぞれ対応する期間の類似事例の中央値との乖離が5.8%及び7.5%、4.3%、1.4%であるものの、類似事例134件を10%毎のプレミアム帯で区切った場合に30%以上40%未満のプレミアム帯に分布している事例の件数は、公表前営業日終値を基準とした場合は28件(134件に対する割合は20.8%)、また同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値の場合は、それぞれ31件(同23.1%)、32件(同23.9%)、21件(同15.7%)であり類似事例のうち相応の割合の事例が属するプレミアム帯であること(過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは最頻度数、公表前営業日及び過去3ヶ月間に対するプレミアムでは40%以上50%未満のプレミアム帯に次ぐ度数、過去6ヶ月間に対するプレミアムでは40%以上50%未満のプレミアム帯及び50%以上60%未満のプレミアム帯に次ぐ度数)を踏まえれば、本公開買付価格に付与されたプレミアムが参照事例に比して不合理な水準とまでは言えない。
- ・また、本公開買付価格が、対象者株価の過去2年間の最高値である1,774円(2024年4月30日、取引時間中高値)を上回り、当該過去2年最高値に対して18.4%のプレミアムが付与された水準であることに鑑みても、本公開買付価格は対象者の株主に十分配慮された水準であると評価できる。
- ・したがって、本公開買付価格に付与されたプレミアムは、参照事例との比較において不合理な水準で はない。

### 交渉経緯の検討

・本公開買付価格等を巡る対象者と公開買付者との交渉経緯は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおりであり、対象者が本特別委員会の意見も踏まえて公開買付者と複数回にわたり書面・対面による交渉及び協議を行ってき

たものであって、交渉経緯において不十分な点は認められず、本特別委員会として、対象者による交渉は真摯なものであったと認める。

- ・上記のとおり、本株式価値算定書(大和証券)において算定の前提とされている事業計画の策定経緯 に公正性を疑うべき事情は存在せず、事業計画の内容に不合理な点は見受けられない。
- ・大和証券が採用した算定手法は本取引と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定手法であり、かつ、大和証券による算定手法の採用理由に不合理な点は認められない。 また、大和証券による市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定内容について特に不合理な点は認められない。
- ・本公開買付価格は、本株式価値算定書(大和証券)の市場株価法及び類似会社比較法における評価レンジの上限を超えており、DCF法における評価レンジの範囲にも入っていること、本公開買付価格に付与されたプレミアムは、参照事例との比較において不合理な水準ではないこと、本公開買付価格は、対象者株価の過去2年間の最高値を上回る水準であること、上記で言及した交渉経緯により形成された本公開買付価格は公開買付者及び対象者の間において独立当事者間取引と実質的に同視し得る状況が確保された上で真摯な交渉が実施された結果合意されたものであると認められることからすれば、妥当であると考えられる。
- ・そして、本公開買付価格が妥当であると考えられることからすれば、それと同額とされる本スクイー ズアウト手続において対象者株主に交付される対価も妥当であると認められる。
- ・また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額(第10回新株予約権、第11回新株予約権ともに1,692円)との差額に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額として定められており、この定め方は適切なものであると判断できることから、上記のとおり本公開買付価格が妥当であると考えられることにより、本新株予約権買付価格もまた妥当であると認めることができる。

### (イ)その他の取引条件の妥当性

- ・本取引は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」のとおり、本公開買付け及びその後の本スクイーズアウト手続の実施による二段階買収という方法により実施されることが想定されている。一段階目として本公開買付けを行い、二段階目として株式併合を行うという方法は、完全子会社化の取引においては一般的に採用されている方法であり、かつ、裁判所に対する価格決定の申立てが可能である。また、下記(c)に記載のとおり、強圧性にも配慮がされている。
- ・そして、本スクイーズアウト手続に係る公開買付者と電通グループとの間の合意によれば、本自己株式 取得に係る本自己株式取得価格は、本スクイーズアウト手続前の1株あたり1,518円を予定していると のことであり、本自己株式取得価格の算出においては、電通グループにおいて法人税法に定めるみなし 配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮しつつ、対象者の少数株主への配分を より多くすることで、本公開買付けにおける本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させるこ とができるとの考えの下、本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の電通グループの税 引後手取り額として計算される金額が、仮に電通グループが本公開買付価格で本公開買付けに応じた場 合に得られる手取り金額と同等となることを基準としているとのことであり、本公開買付価格との均一 性の観点から不合理な点は認められない。
- ・また、本株式交換に係る公開買付者と電通グループとの間の合意によれば、本株式交換における交換比率算定の基礎となる対象者の株式価値は公表日前営業日を評価基準日とする市場株価基準法(過去3ヶ月間における終値単純平均株価)に基づく評価とする方針であるとのことであり、当該方針に恣意性は認められず、特段不合理な点は認められない。
- ・よって、本取引の方法に不合理な点は認められず、妥当であると考えられる。

## (ウ) 小括

以上より、本特別委員会は、本取引の取引条件(本取引における本公開買付価格を含む。)は妥当性があると認める。

- (c) 以下の点から、本取引の交渉過程及び意思決定に至る手続は公正性があるものと認められ、必要な公正性 担保措置が必要な程度に講じられたものと認められる。
  - ・上記のとおり、本特別委員会は、対象者、公開買付者グループ及び電通グループから独立した委員により構成される委員会であり、各委員はいずれも企業経営者としてのマネジメント経験・知見を有しており、かつ、いずれの委員も対象者の社外役員として対象者の事業内容等について相当程度の知見を有していること(ただし、うち2名は、既述のとおり、2025年3月29日の対象者株主総会をもって退任している。)を踏まえると、いずれの委員も本諮問事項を検討・判断する適格性を有するものと考えられる。また、本特別委員会は、大和証券及び島田法律事務所について、公開買付者グループ、電通グループ及び対象者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして選任することについて承認している。また、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制に独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしてい

- る。その上で、本特別委員会は、 公開買付者及び対象者から提出された各資料及び書類の検討、 本特別委員会による公開買付者、電通グループ及び対象者に対する書面質問及び質疑応答の結果の検討を行っている。また、本特別委員会は、対象者及びそのアドバイザーから、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議し、複数回にわたり意見を述べるなどして、公開買付者との交渉過程全般にわたって実質的に関与している。したがって、本取引においては、対象者取締役会が、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して意思決定を行う仕組みが担保され、かつ、本特別委員会が有効に機能するために必要な権限等が付与されていると評価できることから、本特別委員会は有効に機能したものと考えられる。
- ・上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」のとおり、対象者は、本取引に係る交渉等に関する専門的助言を得るため、対象者、公開買付者グループ及び電通グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を選任し、大和証券から、本取引に係る交渉方針等について助言を受けており、また本株式価値算定書(大和証券)を取得している。また、上記「対象者における独立した法律事務所からの助言」のとおり、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、対象者、公開買付者グループ及び電通グループから独立したリーガル・アドバイザーとして島田法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けている。したがって、対象者は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められる。
- 対象者における独立した検討体制の構築」のとおり、対象者は、構造的な利益相反の問題及び 情報の非対称性の問題を排除する観点から、公開買付者グループ及び電通グループから独立した立場で、 対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断 を行うための体制を対象者の社内に整備したものと認められる。具体的には、対象者は、公開買付者との 本公開買付価格の交渉、事業計画の策定など、構造的な利益相反の問題による影響を排除する必要性が高 い事項については、公開買付者グループ及び電通グループから独立した役職員(現在及び過去において公 開買付者グループ及び電通グループ(子会社を含む。)の役職員を兼務していない対象者の役職員)のみ により構成される対象者独立チームが担当するものとし、公開買付者によるデュー・ディリジェンスへの 対応など、構造的な利益相反の問題による影響を排除する必要性が高いとまでは認められない事項につい ては、上記の対象者独立チームの構成員及びそれ以外の役職員のうち対象者独立チームが指名する者にお いて対応するものとした。これにより、公開買付者との本公開買付価格の交渉、事業計画の策定など、構 造的な利益相反の問題による影響を排除する必要性が高い事項については、現に電通グループ(子会社を 含む。)の業務執行者を兼務している北原整取締役及び波多野日出夫監査役は関与しないこととし(な お、現在及び過去において、公開買付者の役職員を兼務する対象者の役職員は存在しなかった。また、新 澤明男取締役(2025年3月29日の対象者株主総会をもって退任)は2024年3月まで株式会社電通デジタル の非業務執行取締役を兼務していたが、非業務執行の立場であり、かつ、1年前に既に退任しており、電 通グループ側で本取引に関して一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取 引に関する利益相反のおそれはないと判断して、退任時までは本取引に関する対象者取締役会の審議及び 決議に参加することとされた。)、現在に至るまでかかる取扱いを継続しており、独立性・公正性の観点 から問題がなく、かかる体制については本特別委員会の承認を受けている。なお、対象者は、北原整取締 役及び波多野日出夫監査役は、上記のとおり現に電通グループ(子会社を含む。)の業務執行者を兼務し ていることに鑑み、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受け るおそれを排除する観点から、本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議(監査役は審議)には参加し ないこととし、かつ、対象者の立場において、本取引に係る検討並びに公開買付者との協議及び交渉に参 加しないこととしている。また、宇佐美氏及び永岡氏については、対象者株式の一定割合を所有してお り、公開買付者から当該対象者株式の今後の取扱い等についての具体的な条件の提示等がなされた場合に は、改めて特別利害関係の有無を検討することとされていたところ、両名と公開買付者の間で、2025年6 月16日、両名の所有する対象者株式等の全てにつき本公開買付けに応募する旨の本応募合意契約が締結さ れる予定であるとされていること及びその契約内容からみて、両名の利害は対象者の少数株主の利害と基 本的に一致しており、利益相反の関係は認められず、その他特別利害関係を認めるべき事情も見当たらな いことから、両名は本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議に参加することとしている。以上の点に ついて、本特別委員会として、不合理と判断すべき事項は見当たらない。
- ・下記「対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置」のとおり、公開買付者は、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことである。また、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日と設定する予定であるが、本公開買付けの開始予定を公表した2025年6月16日から本公開買付けの開始予定である2025年8月下旬までの期間は約2ヶ月にわたるため、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会は確保されるように配慮しており、もって本公開買付価格の公正性を担保

することを企図しているとのことである。以上の点についての公開買付者の説明に不合理な点は認められない。したがって、本取引においては、M&A指針において望ましいとされる実務上の対応がなされており、強圧性が排除されているものと認められる。

- ・本特別委員会に関する情報として、本特別委員会における検討経緯や、本取引の是非、取引条件の妥当性や手続の公正性についての本特別委員会の判断の根拠・理由に関して、充実した情報開示が予定されている。また、本取引を実施するに至ったプロセス等、対象者の取締役等が本取引に関して有する利害関係の具体的な内容や、当該取締役等の取引条件の形成過程への関与の有無・態様、対象者の取締役会が取得した本株式価値算定書(大和証券)に関しても充実した情報開示が予定されている。したがって、本取引においては、少数株主の判断に資する充実した情報開示がされる予定であると認められる。
- ・以上より、本取引においては、必要な公正性担保措置が必要な程度に講じられていることからすれば、本 特別委員会は、本取引につき、公正な手続を通じて、対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされて いるものと認める。
- ・なお、公開買付者によると、本公開買付けにおいては、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority)の買付予定数の下限の設定は行われないとのことであるが、以上で検討した公 正性担保措置が講じられていることからすれば、当該設定が行われないことの一事をもって、対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものと認めるとする本特別委員会の上記判断が左右されるものではないと判断する。
- (d) 上記(a)のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的に正当性及び合理性があるものと認められる。また、上記(b)のとおり、本取引の取引条件は、本公開買付価格を含めて、妥当性があるものと認められ、上記(c)のとおり、本取引の交渉過程及び意思決定に至る手続は公正性があるものと認められ、必要な公正性担保措置が必要な程度に講じられたものと認められる。したがって、本取引を行うこと、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、対象者の取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手続に係る決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。
- (e) よって、対象者の取締役会は、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、並びに対象者の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議すべきである。

2025年7月24日、対象者は、公開買付者から、8月中旬までに日本及び韓国の競争法令に基づき必要な手続及び対応は完了する見込みであり、中国の競争法令に基づく必要な手続及び対応についても、公開買付期間満了の日の前日までに完了する目途が付いたことも踏まえ、上記前提条件については、本公開買付前提条件としては放棄することとし、また、その他の前提条件については充足されることを前提として、本公開買付けを2025年8月18日に開始することを予定している旨の連絡を受けたとのことです。当該連絡を受け、対象者は、本特別委員会に対して、2025年6月16日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会は、2025年6月16日以降に本取引に影響を及ぼしうる重要な状況変化や事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うとともに、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年6月16日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年8月15日に、対象者取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の2025年8月15日付答申書を提出したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意 見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、島田法律事務所から受けた法的助言及び大和証券から取得した本株式価値算定書(大和証券)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2025年6月16日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行ったとのことです。

その結果、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者取締役会は、2025年6月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(取締役合計6名のうち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本取引に賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議していたとのことです。

その後、2025年7月24日、対象者は、公開買付者から、8月中旬までに日本及び韓国の競争法令に基づき必要な手続及び対応は完了する見込みであり、中国の競争法令に基づく必要な手続及び対応についても、公開買付期間満了の日の前日までに完了する目途が付いたことも踏まえ、上記前提条件 については、本公開買付前提条件としては放棄することとし、また、その他の前提条件については充足されることを前提として、本公開買付けを2025年8月18日に開始することを予定している旨の連絡を受けたとのことです。当該連絡を受け、対象者は、本特別委員会に対して、2025年6月16日付答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会は、2025年6月16日以降に本取引に影響を及ぼしうる重要な状況変化や事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うとともに、上記諮問事項について検討を行った結果、2025年6月16日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025年8月15日に、対象者取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の2025年8月15日付答申書を提出したとのことです。その上で、対象者は、本特別委員会から提出された2025年8月15日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、対象者の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2025年8月15日現在においても、2025年6月16日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025年8月15日付の会社法第370条による取締役会決議(書面決議)によって、決議に参加した対象者の取締役(取締役合計6名のうち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、2025年6月16日付の上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち、波多野日出夫氏を除く2名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べていたとのことです。また、2025年8月15日付の上記取締役会の決議の目的である事項の提案について、監査役はいずれも異議を述べていないとのことです。

また、上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役6名のうち、北原整氏は電通グループ(子会社を含む。)の業務執行者であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者らとの協議及び交渉に一切参加していないとのことです。また、対象者の監査役3名のうち、波多野日出夫氏は電通グループ(子会社を含む。)の業務執行者であることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加していないとのことです。

対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、( )本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して、株式買取請求権が確保されない手法は採用しないこと、( )本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(対象者及び公開買付者を除きます。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

また、公開買付者は、公開買付期間を、21営業日と設定していますが、本公開買付けの開始予定を公表した 2025年6月16日から本公開買付けの開始までの期間は約2ヶ月にわたるため、対象者の株主の皆様及び本新株予 約権者に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会は確保されるように配慮しており、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対し、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及び電通グループのみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした本スクイーズアウト手続の実施を要請する予定です。

具体的には、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また、公開買付者及び電通グループは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。なお、本書提出日現在において、公開買付者は、2025年11月下旬を目途に本臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、電通グループ及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び電通グループが対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、電通グループ及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、電通グループ及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、電通グループ及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、電通グループ及び対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、公開買付者は、本公開買付けにおいて、本新株予約権の全部を取得できなかった場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨その他本取引の実行に必要な合理的な手続を実施することを要請し、又は実施する予定ですが、本書提出日現在において詳細は未定です。なお、対象者によれば、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向であるとのことです。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、電通グループ及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者及び対象者間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

本書提出日現在、対象者株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開 買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取 引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続を実行することを予定しており、その場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

#### (6) 本公開買付けに関する重要な合意

#### 本業務資本提携契約

公開買付者は、2025年6月16日付で、対象者及び電通グループとの間で、本業務資本提携契約を締結しております。本業務資本提携契約の概要は以下のとおりです。

- A)公開買付者は、本公開買付前提条件がすべて満たされていることを前提条件とし、本公開買付けを開始する。
- B)公開買付者は、( )本業務資本提携契約締結後速やかに、日本、中国及び韓国において、本取引の実行に関して必要となる競争法令上の届出その他政府機関等に対する一切の手続(以下「本規制対応手続」という。)を適法に完了させるよう、商業上合理的な範囲で最大限努力をするものとし、かつ、( )本規制対応手続につき、競争法令上の待機期間が存在する場合には、当該待機期間(当該手続を所管する政府機関等により延長された場合には、当該延長の期間を含む。)が満了するよう、また、政府機関等の事前の判断等の取得を要する場合には、当該政府機関等の判断等が取得されるよう、商業上合理的な範囲で最大限努力をする(かかる待機期間の満了又は政府機関等の事前の判断等の取得を、個別に又は総称して、以下「本クリアランス」という。)。

電通グループ及び対象者は、本規制対応手続の完了及び本クリアランスの取得に向けた公開買付者の対応につき、自ら又はその子会社若しくは関連会社をして、公開買付者が合理的に求める情報の提供その他の協力を、合理的かつ適切な期限及び態様にて行い又は行わせる。また、電通グループ及び対象者は、本クリアランスのうち、競争法令上、公開買付者と共同して本規制対応手続における義務者となるものについては、競争法令に基づき届出等の義務者として、公開買付者と共同で本規制対応手続を行うために必要な対応を、合理的かつ適切な期限及び態様にて行い、公開買付者と共同で当該本規制対応手続を行う。

- C)対象者は、本業務資本提携契約の締結日において、本特別委員会が、対象者の取締役会に対して、本賛同・応募推奨意見を表明することは相当である旨の答申を行い、これが変更又は撤回されていないことを条件として、利害関係を有しない取締役全員の賛成により、本賛同・応募推奨意見を表明することを決議(以下「本賛同・応募推奨表明予定決議」という。)をする。
- D)対象者は、本公開買付けの開始日の前営業日において、利害関係を有しない取締役全員の賛成により、本賛 同・応募推奨意見を表明することを改めて決議(以下「本賛同・応募推奨表明決議」という。)する。ただ し、本業務資本提携契約の締結日から本公開買付けの開始日の前営業日までの期間において、対象者の企業 価値に重要な増加が生じた場合(業績予想の修正(適時開示義務が生じるものに限る。)を含むがこれに限られない。)であって、対象者が公開買付者に対して本公開買付価格の変更を申し入れたにもかかわらず公 開買付者がこれに応じないときに、本特別委員会がその答申の内容を変更(賛同・応募推奨ではない内容への変更をいう。)・撤回した場合、又は後述 Eの但書に基づき本賛同・応募推奨表明予定決議を撤回又は変更した場合はその限りではない。
- E)対象者は、公開買付期間が満了するまでの間、本賛同・応募推奨表明予定決議及び本賛同・応募推奨表明決議を維持し、撤回又は変更しない。ただし、対象者は、公開買付者以外の者により、公開買付期間の満了日の10営業日前までに、(x)対象者株式に対する買付予定数の上限の定めのない公開買付け(以下「対抗公開買付け」という。)が開始され、又は(y)対象者株式に対する買付予定数の上限の定めのない公開買付けに係る法的拘束力を有する真摯な提案(以下「対抗提案」という。)を受領し、かつ、対抗公開買付け又は対抗提案における対象者株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合であって、対象者が本賛同・応募推奨表明予定決議又は本賛同・応募推奨表明決議を維持することが対象者の取締役の善管注意義務に違反すると合理的に認められる場合には、対象者は、公開買付期間の満了日の7営業日前までに、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとする。対象者が公開買付者に対して当該申入れを行った場合、対象者は、公開買付者が本公開買付価格に関する再提案を行う機会を確保できるよう、速やかに公開買付者との間で誠実に協議を行う。公開買付者に対して当該申入れが行われた日から10営業日以内(ただし、遅くとも公開買付期間の満了日の1営業日前まで)に、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付け又は対抗提案に係る買付価格以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合であって、対象者が本賛同・応募推奨表明予定決議又は本賛同・応募推奨表明決議を維持することが対象者の取締役の善

管注意義務に違反すると合理的に認められる場合には、対象者は本賛同・応募推奨表明予定決議又は本賛 同・応募推奨表明決議を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができる。

- F)対象者は、本業務資本提携契約の締結日以降、本賛同・応募推奨表明予定決議又は本賛同・応募推奨表明決議が維持されており、撤回又は変更されていないことを条件として、本取引と競合、矛盾又は抵触する取引 (公開買付け、組織再編その他方法を問わず、対象者株式を取得する取引、対象者グループの株式又は事業の全部又は重要な一部を処分する取引を含む。)に関する勧誘・協議・交渉を行わない。また、対象者は、本自己株式取得の実行時までの間、従前の実務・慣行に従い、かつ、通常の業務の範囲において、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行う。
- G)電通グループは、本不応募合意株式について、本公開買付けに応募しない。また、電通グループは、本不応募合意株式について、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、譲渡、承継、担保権の設定その他の処分を行わない。
- H)公開買付者以外の者により、公開買付期間の満了日の10営業日前までに、対抗公開買付けが開始され、又は 対抗公開買付けに係る法的拘束力を有する真摯な提案を電通グループ若しくは対象者が受領し、かつ、対抗 公開買付けにおける対象者株式の買付価格が本公開買付価格を5%以上上回る場合、電通グループは、公開 買付期間の満了日の7営業日前までに、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れ ることができるものとする。電通グループが公開買付者に対して当該申入れを行った場合、電通グループ は、公開買付者が本公開買付価格に関する再提案を行う機会を確保できるよう、速やかに公開買付者との間 で誠実に協議を行う。公開買付者に対して当該申入れが行われた日から7営業日以内(ただし、遅くとも公 開買付期間の満了日の2営業日前まで)に、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付けに係る買付価格 以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合であって、電通グループが本不応募合意株式について対抗 公開買付けに応募しないことが、電通グループの取締役の善管注意義務に違反すると電通グループが合理的 に認める場合には、電通グループは、本公開買付けの終了前に限り、損害賠償、違約金その他名目を問わず 何らの金銭の支払いをすることなく、またその他何らの義務、負担又は条件を課されることなく、本業務資 本提携契約を解除することができる。ただし、( )本公開買付けが成立した後は解除をすることができない ものとし、また、( )本公開買付け成立前に本契約が解除された場合であっても、本公開買付けが成立した 場合には、公開買付者が本公開買付けの終了日までに本規定に基づき本契約が解除されたことを理由とする 公開買付届出書の訂正届出書を提出しその旨を公表していることを条件として(ただし、本契約の解除が公 開買付期間の満了日の2営業日前以降になされた場合には無条件で)、本契約は将来に向かって再度その効 力を生じるものとする。
- I)本公開買付けが成立したにもかかわらず、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者の所有する自己株式及び本不応募合意株式以外の対象者株式のすべてを取得できなかった場合、対象者は、本株式併合を行い、公開買付者及び電通グループは、本株式併合の円滑な遂行に法令等に基づき必要な事項(株主総会における賛成の議決権行使を含む。)を行う。
- J)公開買付者及び電通グループは、それぞれ、(a)設立及び存続の有効性、(b)本業務資本提携契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、本業務資本提携契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、(c)強制執行可能性、(d)法令等との抵触の不存在、(e)倒産手続等の不存在、(f)反社会的勢力の排除、並びに(g)許認可等の取得・履践について表明し保証する。また、対象者は上記に加えて、公開買付者に対して、(h)対象者の株式等、(i)インサイダー情報の不存在、(j)財務諸表、(k)重要な変更の不存在、(l)偶発債務、(m)法令等の遵守、(n)契約関係、( )資産、(p)人事労務、(q)公租公課、(r)訴訟等、(s)情報開示について表明し保証する。
- K)公開買付者、電通グループ及び対象者間の本取引後における業務提携に関する事項
- L)公開買付者、電通グループ及び対象者は、本契約に定める自らの表明及び保証(ただし対象者の表明及び保証については、基礎的な表明保証に限る。)の違反又は本契約に基づく義務の違反に起因又は関連して損害、損失又は費用を相手方当事者が被った場合には、かかる損害等を相当因果関係の範囲内で賠償、補償又は補填する。
- M)上記Hの他、(a)相手方当事者の表明及び保証に重要な点において違反があった場合、(b)相手方当事者の本契約上の義務について重要な点において違反又は不履行があり、その是正を催告したにもかかわらず、催告後10日以内に当該違反又は不履行が解消されない場合、(c)相手方当事者について、支払の停止若しくは手形交換所の取引停止処分又は倒産手続等の開始の申立て若しくは倒産手続等の開始がなされた場合には、各当事者は解除することできる。
- N)本業務資本提携契約は、(a)公開買付者、対象者、電通グループが本契約の終了を書面により合意した場合、(b)2026年6月16日までに本公開買付けが開始されない場合(当事者の本契約上の義務違反による場合を除く。)、(c)本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合、(d)本株主間契約が終了した場合、(e)本契約が解除された場合に終了する。

## 本株主間契約

公開買付者は、2025年6月16日付で、電通グループとの間で、本株主間契約を締結しております。

本株主間契約の概要は以下のとおりです。

( )本自己株式取得及び本株式交換の実施

公開買付者及び電通グループは、本スクイーズアウト手続の完了後、対象者をして本自己株式取得を実施させ、また、本自己株式取得の効力発生後速やかに、対象者及びD2Cをして、本株式交換を実施させる。

( )資本割合

本株式交換後の対象者株式の議決権の割合は、公開買付者が51%以上3分の2未満、電通グループが3分の1超49%以下とする。

- ( )対象者の組織・運営等に関する事項
  - A) 取締役は7名とし、電通グループが3名、公開買付者が4名を指名する。
  - B)代表取締役は1名とし、公開買付者がこれを指名する。
  - C)公開買付者及び電通グループは、対象者の企業価値向上に向けて、株主間協議、対象者を含めた3社間の ステアリングコミッティなどを開催する。
- ( )事前承諾事項

対象者が、株式等の発行、処分又は付与等の一定の事項を行う場合には、電通グループの事前の書面同意を要する。

- ( )対象者株式の取扱い
  - A)電通グループ及び公開買付者は、相手方当事者の書面による事前の同意なくして、第三者にその保有する 対象者株式の全部又は一部を譲渡、承継、担保差入れその他一切の処分を行うことはできない。
  - B)()デッドロックが生じた場合において、それぞれが指名する役職員による90日間の協議を実施したにもかかわらず、デッドロックが解消されない場合、()契約義務違反があった場合、()倒産手続等が開始された場合等において、公開買付者は対象者株式のコールオプションを、電通グループはプットオプションを有する。

#### 本応募合意契約

公開買付者は、2025年6月16日付で、対象者の代表取締役社長執行役員兼CEOであり第2位株主である宇佐美氏(所有株式数:1,869,154株、所有割合:7.39%)及び対象者の取締役執行役員CFOであり第9位株主(2024年12月31日現在、2025年6月30日現在では第10位株主)である永岡氏(所有株式数:372,084株、所有割合:1.47%)との間で、本応募合意契約を締結しております。

本応募合意契約の概要は以下のとおりです。

- A)本公開買付けを開始した場合には、以下の条件が全て満たされていることを前提条件として、本応募合意株式等について、本応募合意株式に設定されている担保権を含む一切の担保権その他の負担等を消滅(担保権等を設定する契約の解消その他の方法により担保権等を消滅させること及び担保権等に係る記録の抹消又は変更のために必要な一切の行為を行うことをいう。)させた上で、本公開買付けに応募するものとし、かつ、本応募を撤回せず、本応募の結果成立した本応募合意株式等の買付けに係る契約を解除しないものとする。また、宇佐美氏に関しては、本合同会社をして、本合同会社が所有する対象者株式(合同会社533の所有株式数:100,000株、所有割合:0.40%。合同会社アタラクシアの所有株式数:20,000株、所有割合:0.08%。本合同会社の所有株式数の合計:120,000株、所有割合:0.47%)について、本公開買付けに応募させるものとし、本応募を撤回させず、本応募の結果成立した当該対象者株式の買付けに係る契約を解除させないものとする。ただし、宇佐美氏及び永岡氏は、その任意の裁量により、以下のいずれの条件も放棄することができる。
  - (a) 公開買付者の表明及び保証が重要な点において全て真実かつ正確であること。
  - (b) 公開買付者において、本公開買付けの開始日までに本応募合意契約に基づき履行又は遵守すべき義務が、 重要な点において全て履行又は遵守されていること。
  - (c) 本公開買付けで企図される公開買付者による応募対象株式等の買付けが法令に違反していないこと。
  - (d) 本業務資本提携契約に基づき、対象者が本賛同・応募推奨表明予定決議又は本賛同・応募推奨表明決議を撤回又は変更する取締役会決議を行い、かつ、本業務資本提携契約に基づき、電通グループが本業務資本提携契約を解除していないこと。
- B) 宇佐美氏及び永岡氏は、その所有する対象者株式を譲渡してはならず、かつ、いかなる担保権の設定も行ってはならない。
- C) 宇佐美氏及び永岡氏は、本公開買付けに競合し、若しくは本公開買付けと矛盾し、又は本公開買付けによる対象者株式及び新株予約権の買付けを困難とする取引(対象者による第三者との間の合併・会社分割、株式移転・株式交換・株式交付等の組織再編行為その他の方法を問わず対象者並びにその子会社及び関連会社(以下総称して、「対象者グループ」という。)の株式又は新株予約権を取得する取引、対象者グループの株式若しくは新株予約権又は事業の全部又は重要な一部を処分する取引、その他対象者グループの経営権の所在に異動をもたらす一切の行為を含む。)に関する提案、勧誘、協議、交渉、合意、実行又は情報提供(総称して、以下「競合取引」という。)を開始し、勧誘し又は競合取引となることを知りながらそれを行うよう働きかけない。

EDINET提出書類 株式会社NTTドコモ(E04463) 公開買付届出書

D)各当事者は、有効な設立(公開買付者のみ)、法律上の権能、執行可能性、必要な承認の取得、法令等との抵触の不存在、対象者株式の所有(宇佐美氏及び永岡氏のみ)、反社会的勢力の排除及び倒産手続等の不存在について表明保証を行う。

## 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

#### (1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年8月18日(月曜日)から2025年9月16日(火曜日)まで(21営業日)
公告日	2025年8月18日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

## 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2025年9月30日(火曜日)までとなります。

#### 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

03-5156-1284

グループ事業推進部長 谷澤 正和

確認受付時間 平日 10時から17時まで

# (2)【買付け等の価格】

第11回新株予約権付社債券 株券等信託受益証券 ( ) 株券等預託証券 ( ) 対公通ずが開か証ーが関いに一分の基礎 である者のでは、るぼ開別がは、るぼ開別がは、るぼ開開がは、るば、るば開開に対しては、るがでは、るば開開に対しては、るがでは、るがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、の	権 1個につき 金40,800円 権 1個につき 金40,800円
第11回新株予約権付社債券 株券等信託受益証券 ( ) 株券等預託証券 ( ) 対公通ずが開か証ーが関いに一分の基礎 である者のでは、るぼ開別がは、るぼ開別がは、るぼ開開がは、るば、るば開開に対しては、るがでは、るば開開に対しては、るがでは、るがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、の	·
株券等信託受益証券 ( ) 株券等預託証券 ( ) 対象番礎 ( ) 対象者株式電が開かる通ずが開かるのが関かではいのでは、、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	
( ) 株券等預託証券 ( ) 算定の基礎 ( ) 対公通ずが開かまでが開かまでが開かまでが開かまでが開かますが開かまでが開かますが開かますが開かますが開かますが、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	
株券等預託証券 ( ) 対象者様	
( ) 算定の基礎 ( )対象者株式電力の基礎 ( )対象 関ル証 では が 関ル証 で が 関い で は い で が 関い で は い で は い で は い な の で の か や 、 独 対 と 証 買 買 に で い は 、 る ほ 開 開 に が は い な と 証 買 買 に の と が の の の の の の の の の の の の の の の の の	
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
おおります。 おおります。 おとして、対式者は一般でで、対式者は一般でで、対式者は一般では、 本のでで、対式者は、 本のでで、対式者は、 本のでで、対して、 本のでで、対して、 本ので、対して、 をは、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が	式者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ、対象者及びプから独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるに対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。みずほ証券は、公開買付対象者及び電通グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関してグループ、対象者及び電通グループとの利益相反に係る重要な利害関係を有しん。なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行(以下「みずいにます。)は、公開買付オグループに対して通常の銀行取引の一環としてのとび電通グループとの利益相反に係る重要な利害関係を有した。なお、みずほ証券のグループに対して通常の銀行取引の一環としての上級で電通グループとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりますが、本公開買付付を多の表す。)第70条の4の適用法令になび電通グループとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なび電通グループとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なび電通グループとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なが完にが、かずほ証券により、みずほ証券により、みずほ証券を第三者算定機関に選定いたもよりた。なお、本取引に係るみ対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれております。は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成本取引に係るみ対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれております。は、対域を当れていることをもって独立性が否定されるわけではないたに相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘索すれば、本取引の成立等をわれる成功報酬が含まれていることをもので独立性が否定されるわけではない、第三者算定機関として選任してあります。場似企業比較法及びDCF法を用いた記録を有の対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行ったが対象者の財務状況、対象者を共立の市場株価の動向等について検討を行って対象者の財務状況、対象者をは記述券からと2025年6月13日付のないにに対象者の少数株主の利益において本公開買付付の公正性を担保するための措置がに利益相反を対象者において本公開買付付の公正性を担保するための措置がなされている目の意見書(フェアネス・オビニオン)を取得しておりません。値算定書(みずほ証券)とにおいて採用した手法及び当該手法に基づいて算定さ性、1、465円から1、545円業に対象がは、基準日を2025年6月13日として、東京証券取引所プライム市場に基準法には、基準日を2025年6月13日として、東京証券取引所プライム市場に基準法には、基準日を2025年6月13日として、東京証券取引所プライム市場に基準法には、基準日を2025年6月13日として、東京証券取引所プライム市場に基準法には、基準日を2025年6月13日として、東京証券取引所プライム市場に基準法には、基準日を2025年6月13日として、東京証券取引所プライム市場に基準法:1、465円から1、537円、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1、545での直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1、545の直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1、545円が配置が立まれていますが、1 ヶ月間が、1 ヶ

類似企業比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,685円から1,756円と算定しております。

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画(2025年12月期から2027年12月期まで の3期分)を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が2025年3月上旬から同年4 月中旬まで対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報 等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づ き、2025年12月期第2四半期以降に対象者が将来創出すると見込まれるキャッシュ・フ ローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を算定し、対象者株 式1株当たりの株式価値の範囲を1,797円から2,405円と算定しております。なお、上記D CF法の算定の基礎とした対象者の将来の財務予測については、大幅な増益及び大幅なフ リー・キャッシュ・フローの変動を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的に は、2026年12月期及び2027年12月期において、対象者の主要グループ会社3社の経営統合 に伴う成長領域への経営資源配分による顧客への提案力の強化やプロダクト面での強化に よる売上高の増加及びオペレーションの最適化に伴うコスト改善等を要因とした営業利益 率の改善により、大幅な増益を見込んでおります。また、2025年12月期においては、主に 2024年12月期に生じた対象者の本社移転に伴う設備投資負担の影響により、2027年12月期 においては主に上記の売上高の増加及び営業利益率の改善を要因として、それぞれフ リー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。当該事業計画は、過去実績 及び中期経営計画を基に作成されたものであるため、本公開買付けの実行を前提として作 成されたものではございません。

公開買付者は、みずほ証券から取得した本株式価値算定書(みずほ証券)における対象者の株式価値の算定結果に加え、2025年3月上旬から同年4月中旬まで対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向(本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月13日の対象者株式の終値1,537円、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,545円、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,505円、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,465円)、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び電通グループとの協議・交渉の結果を踏まえ、2025年6月16日に、本公開買付価格を2,100円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である2,100円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年6月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,537円に対して36.63%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,545円に対して35.92%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,505円に対して39.53%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,465円に対して43.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付価格である2,100円は、本書提出日の前営業日である2025年8月15日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,089円に対して0.53%のプレミアムを加えた価格となります。

## ( )本新株予約権

本新株予約権は、2025年6月16日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額(第10回新株予約権:1,692円、第11回新株予約権:1,692円)が本公開買付価格(2,100円)を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権買付価格を本公開買付価格である2,100円と各本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第10回新株予約権:408円、第11回新株予約権:408円)に当該本新株予約権1個の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である40,800円とすることをそれぞれ決定いたしました。

なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定したことから、第三 者算定機関から算定書や意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

### 算定の経緯

(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯)

公開買付者及び対象者との間の本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関する交渉内容及び過程については、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(注) みずほ証券は、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を 原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付 価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を 前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、公開買付者の経営陣がその内容を精査した上でみずほ証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の算定は、2025年6月13日までの上記情報を反映したものです。

## (3)【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	11,921,855(株)	3,425,400(株)	(株)
合計	11,921,855(株)	3,425,400(株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,425,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け 等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,425,400株)以上の場合は、応募株券等の 全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である11,921,855株を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(25,300,361株)に、本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計(63,000株)を加算した株式数(25,363,361株)から、本不応募合意株式数(13,441,506株)を控除した株式数(11,921,855株)です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 本新株予約権の権利行使期間の開始日はいずれも2026年4月27日となっており、公開買付期間中に本新株予 約権が行使され対象者株式が本新株予約権者に対して発行又は移転されることを想定しておりません。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	119,218
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	630
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年8月18日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年8月18日現在)(個)(g)	134,415
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年 6 月30日現在)(個)(j)	252,830
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j)(%)	47.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100) (%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(11,921,855株) に係る議決権の数(119,218個)を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新 株予約権の目的となる対象者株式の数(63,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年8月18日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第

1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。ただし、特別関係者が所有する株券等も本公開買付けの対象としていますが、電通グループからは本公開買付けに応募しない旨の同意を得ているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、電通グループが所有している対象者株式13,441,506株(議決権の数:134,415個)についてのみ、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年8月18日現在)(個)(g)」の分子に加算しております。

- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者半期報告書に記載された 2025年6月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただ し、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に 占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(25,300,361株)に、本新株予約権の目的となる対象者株式の数の合計(63,000株)を加算した株式数(25,363,361株)から電通グループが所有している対象者株式13,441,506株の単元未満の対象者株式(6株)を控除した株式数(25,363,355株)に係る議決権の数(253,633個)を分母として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後に おける株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

#### (2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、原則として、事前届出が受理された日から30日(短縮される場合もあります。)を経過する日までは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、当該意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年7月18日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から20日間に短縮する旨の2025年8月7日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年8月7日付で受領したため、2025年8月7日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から2025年8月7日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2025年8月7日付で受領したため、同日をもって措置期間が終了しております。

#### 中国独占禁止法

公開買付者は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国国家市場監督管理総局(以下「中国国家市場監督管理総局」といいます。)に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国国家市場監督管理総局が正式に届出を受理する前に、担当官は当該届出の完全性につき確認します。届出が完全性を有するものとして受理され次第、中国国家市場監督管理総局は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査(以下「詳細審査」といいます。)を行うかの決定を行います。中国国家市場監督管理総局が詳細審査を行う旨を決定した場合は、その日から90日以内の審査期間(ただし、当該審査期間は最長60日延長される場合があります。)内に中国国家市場監督管理総局が本株式取得を承認したとき、公開買付者は本株式取得を行うことができます。

本株式取得についての事前届出は、2025年7月14日(現地時間)付で中国国家市場監督管理総局に提出され、2025年8月1日(現地時間)付で簡易事案として受理され、中国の法律事務所から、公開買付期間の末日までに中国の競争法令に基づく審査期間(一次審査期間30日)が満了することが見込まれる旨の意見を入手しております。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに中国国家市場監督管理総局から本株式取得の承認が得られない場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、中国国家市場監督管理総局から本株式取得の承認が得られた場合には、公開買付者は、法第27条の8第 2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

#### 韓国独占禁止法

公開買付者は、大韓民国の独占規制及び公正取引に関する法律に基づき、韓国公正取引委員会(以下「韓国公取委」といいます。)に対し、本株式取得後、本株式取得に関する事後届出を行う必要があります。韓国公取委は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか否かの決定を行います(当該審査期間は、韓国公取委の判断により、当該届出が受理された日から最大120日まで延長される可能性があります。)。

ただし、公開買付者は、2025年7月8日(現地時間)付で韓国公取委に対する任意的審査要請制度の利用を開始しており、その後、2025年8月7日(現地時間)付で韓国公取委から本株式取得は大韓民国の独占規制及び公正取引に関する法律に違反しない旨の任意の承認がなされたことを確認しております。

#### (3)【許可等の日付及び番号】

国名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
日本	公正取引委員会	2025年8月7日(排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第911号 (排除措置命令を 行わない旨の通知書の番号) 公経企第912号 (取得禁止期間の 短縮の通知書の番号)
韓国	韓国公正取引委員会	2025年8月7日	

#### 7【応募及び契約の解除の方法】

#### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募しようとする方(株主及び本新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受付けは行いません。

本公開買付けに係る株式の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権譲渡承認請求書兼譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。また、本新株予約権者であることの確認書類として、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項証明書」を併せてご提出ください。「新株予約権譲渡承認請求書兼譲渡承認通知書」、新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類及び「新株予約権原簿記載事項証明書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類(注1)が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注 意ください。

外国の居住者である株主 (法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任 代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類の提出について 公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて 応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要になります。番号確認書類及び本人確認 書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合 次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、個人番号(マイナンバー)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号(マイナンバー)を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

個人番号が記載された住民票の 写し 号 又は 確 通知カード 認 住民票記載事項証明書 書 ( 当該書類は本人確認書類の 類 1つになります。) a.以下のいずれかの書類1つ a.以下のいずれかの書類1つ (顔写真付き確認書類) (顔写真付き確認書類) ・運転免許証 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・運転経歴証明書 個人番号カード ・旅券(パスポート) ・旅券(パスポート) ・在留カード ・在留カード (両面) 顔写真付き ・療育手帳 ・療育手帳 本 ·身体障害者手帳等 ·身体障害者手帳等 又は 又は 確 認 b.以下のいずれかの書類2つ b.以下のいずれかの書類1つ 書 (a.の提出が困難な場 (a.の提出が困難な場 類 合) ・住民票の写し ・国民健康保険被保険者証 ・住民票の記載事項証明書 等の各種健康保険証 国民健康保険被保険者証 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等 等の各種健康保険証 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等

- ・個人番号カード(両面)をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個 人番号確認書類としてご利用になれます。
- ・氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

## 法人株主の場合

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した 法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書(6ヶ月以内に作 成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認で きるもの))が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担 当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認書類が必 要となります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している 法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び 本人確認書類が必要になります。

外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これ に類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、 自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合 は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの 2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月 以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限 ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し( 3)が必要となります。

- 1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券(パ スポート)の提出をお願いいたします。
- (2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認 書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書 類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により

当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載がある もの)の提出が必要です。

- (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限 り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代 表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取 引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。
- (注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合) 日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用 されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却 として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家 にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### (2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。 契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全 国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付 してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。し たがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達し なければ解除できないことにご注意ください。

#### 解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 (その他みずほ証券株式会社全国各支店)

#### (3)【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 】 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

## 8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

	- J. L. J.
買付代金(円)(a)	24,929,299,500
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	105,000,000
その他(c)	3,600,000
合計(a) + (b) + (c)	25,037,899,500

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本基準株式数(25,300,361株)から、本不応募合意株式数(13,441,506 株)を控除した(11,858,855株)に本公開買付価格(2,100円)を乗じた金額(24,903,595,500円)及び本 新株予約権の合計数(630個)に本新株予約権買付価格(40,800円)を乗じた金額(25,704,000円)の合計 額を記載しております。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷 費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額 (千円)
普通預金	62,846,454
計(a)	62,846,454

## 【届出日前の借入金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1				
2				

## 口【金融機関以外】

借入先の業種借入先の名称等		借入契約の内容	金額(千円)

## 【届出日以後に借入れを予定している資金】

## イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)		
1						
2						
	計(b)					

## 口【金融機関以外】

借入先の業種借入先の名称等		借入契約の内容	金額(千円)
	計(c)		

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計 】 62,846,454千円((a)+(b)+(c)+(d))

- (3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】 該当事項はありません。
- 9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】 該当事項はありません。

#### 10【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

#### (2)【決済の開始日】

2025年9月24日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年10月7日(火曜日)となります。

#### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

#### (4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還します。対象者株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」 に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

#### 11【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,425,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,425,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至 第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。これは、かかる決定が行われた場合、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となると考えられるためです。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注

意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2)根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに中国国家市場監督管理総局から本株式取得の承認が得られない場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

## (3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### (4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。 契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の 方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

#### (5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

### (6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### (7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

### (8)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、 米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通 信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国 の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じ て、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

EDINET提出書類 株式会社NTTドコモ(E04463) 公開買付届出書

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

## 第2【公開買付者の状況】

## 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

#### 【会社の沿革】

年月	沿革
1991年8月	日本電信電話㈱(現NTT㈱)の出資によりエヌ・ティ・ティ・移動通信企画㈱設立
1991年11月	各地域移動通信企画㈱(地域とは、北海道、東北、東海、北陸、関西、中国、四国、九州です。)を
	設立(以下「地域企画会社8社」といいます。)
1992年 4 月	エヌ・ティ・ティ移動通信網(株)へ商号変更
1992年 7 月	日本電信電話(株)(現NTT(株))より移動通信事業(携帯・自動車電話、無線呼出、船舶電話、航空機公
	衆電話)の営業譲受
1993年4月	地域企画会社8社が各地域移動通信網㈱へ商号変更(以下「地域ドコモ8社」といいます。)
1993年 7月	地域ドコモ8社へ各地域における移動通信事業(携帯・自動車電話、無線呼出)の営業譲渡
1993年10月	エヌ・ティ・ティ中央移動通信㈱と合併、同時に地域ドコモ8社が各地域移動通信㈱と合併
1998年10月	東京証券取引所市場第一部上場
1998年12月	エヌ・ティ・ティ中央パーソナル通信網㈱よりPHS事業の営業譲受、同時に地域ドコモ8社が各地域
	パーソナル通信網㈱よりPHS事業の営業譲受
2000年4月	㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモへ商号変更、地域ドコモ8社も同様に商号変更
2002年 3 月	ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場
2008年7月	地域ドコモ8社と合併
2013年10月	(株NTTドコモへ商号変更
2014年 3 月	ロンドン証券取引所の上場廃止
2018年4月	ニューヨーク証券取引所の上場廃止
2020年12月	日本電信電話㈱(現NTT㈱)による完全子会社化により東京証券取引所市場第一部の上場廃止

#### 【会社の目的及び事業の内容】

#### (会社の目的)

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業
- (2) 電気通信設備の工事の請負、保守の受託及び賃貸
- (3) 電気通信システム及び情報処理システムの企画、開発、製造、販売及び賃貸並びに保守の受託
- (4) 通信機器及びその周辺機器の企画、開発、製造、売買及び賃貸
- (5) ソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び賃貸
- (6) 電気通信システムを利用した楽曲、画像及び情報配信サービス並びに情報処理サービス
- (7) 広告宣伝の情報媒体の企画、開発及び販売並びに広告代理店業
- (8) 出版物の企画、制作及び販売
- (9) キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの)の企画、開発、商品化権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
- (10)著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
- (11) 金融業
- (12) クレジットカード業
- (13)電子マネー及びその他の電子的価値情報(物品、情報又はサービス等の導入、利用若しくは交換に用いることができるもの)の発行、販売及び管理
- (14) 不動産の賃貸、管理、保有及び運用
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 有料職業紹介事業
- (17) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (18) マルチメディア放送事業
- (19) 旅行業
- (20) その他商業全般
- (21)前各号の事業を営む企業に対する出資
- (22)前各号に関する調査、企画、研究、開発、研修及びコンサルティングの受託
- (23) その他前各号に附帯又は関連する一切の業務

## (事業の内容)

通信事業:携帯電話サービス(5Gサービス、LTE ( Xi ) サービス、FOMAサービス)、光ブロードバンドサービ

ス、衛星電話サービス、国際サービス、各サービスの端末機器販売等

スマートライフ事業:動画配信・音楽配信・電子書籍サービス等のdマーケットを通じたサービス、金融・決

済サービス、ショッピングサービス、生活関連サービス等

その他の事業:補償サービス、法人IoT、システム開発・販売・保守受託等

## 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年8月18日現在

資本金の額	発行済株式の総数	
949,679,500,000円	3,228,601,234株	

## 【大株主】

## 2025年8月18日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
NTT株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	3,228,601,234	100.00
計		3,228,601,234	100.00

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

#### 2025年8月18日現在

役名	職名	氏名	生年月日		所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	前田 義晃	1970年 4月4日	2000年5月 当社 入社   2013年7月 当社 マーケットビジネス推進部長   2015年7月 当社 コンシューマビジネス推進部長   2016年7月 当社 プラットフォームビジネス推進部長   2017年6月 当社 執行役員 プラットフォームビジネス推進部 長   2020年6月 当社 常務執行役員 プラットフォームビジネス推進部 進部長、デジタルマーケティング推進部長兼務   2020年7月 当社 常務執行役員 マーケティングプラット フォーム本部長   2022年6月 当社 代表取締役副社長 マーケティングブラット フォーム本部長、スマートライフビジネス本部長兼 務 データ活用戦略担当   2022年7月 当社 代表取締役副社長 スマートライフカンパニー長 データ活用戦略、スマートライフカンパニー担当   2024年6月 当社 代表取締役社長(現在に至る)	

<b>49.5</b>	W4.0				所有株式数
役名 	職名	氏名	生年月日	職歴	(千株)
代表取締役	副社長	齋藤 武	1966年 11月 5 日	1989年4月 日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社 2013年6月 当社 人事部 担当部長 2016年6月 当社 第一法人営業部長 2019年6月 当社 執行役員 第一法人営業部長 2020年6月 当社 執行役員 九州支社長 同 株式会社ドコモCS九州 代表取締役社長 2022年6月 当社 常務執行役員 関西支社長 同 株式会社ドコモCS関西 代表取締役社長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 スマートライフカンニー長 スマートライフカンパニー、営業、デー活用戦略、情報戦略担当 2024年7月 当社 代表取締役副社長 コンシューマサービスカンパニー長 コンシューマサービスカンパニー データ活用戦略、情報戦略担当(現在に至る)	- タ (カ
代表取締役	副社長	小林 啓太	1966年 12月30日	1990年 4 月 日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社 2010年 7 月 当社 財務部 担当部長 2014年 7 月 当社 関西支社 企画総務部長 2017年 6 月 当社 広報部長 2020年 6 月 当社 執行役員 財務部 次長 2020年12月 当社 執行役員 財務部長 2023年 6 月 当社 常務執行役員 財務部長 2024年 6 月 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、務、グループ事業推進、アライアンス担当 2024年 7 月 当社 代表取締役副社長 コーポレート、財務、ループ事業推進、アライアンス担当(現在に至る	グ
代表取締役	副社長	佐藤 隆明	1967年 3 月21日	1990年4月 日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社 2011年7月 当社 研究開発推進部 担当部長 2014年7月 当社 R&D戦略部 担当部長 2016年7月 当社 サービスデザイン部長 2019年7月 当社 サービスデザイン部長 2020年6月 当社 執行役員 北陸支社長 同 株式会社ドコモCS北陸 代表取締役社長 2023年6月 当社 常務執行役員 R&Dイノベーション本部長 2024年6月 当社 代表取締役副社長 R&Dイノベーション本 長 技術、デバイス、資材、ネットワーク担当(在に至る)	
取締役		石渡 明美	1960年 8 月23日	1983年 4月 プリストル・マイヤーズ株式会社 入社 1985年12月 花王株式会社 入社 2010年 3 月 同社 生活者研究センター センター長 2015年 3 月 同社 執行役員 コーポレートコミュニケーショ 部門 統括 2021年 1 月 同社 エグゼクティブ・フェロー 2022年 1 月 同社 特命フェロー 2022年 6 月 当社 社外取締役(現在に至る) 同 M S & A D インシュアランスグループホールディグス株式会社 社外取締役(現在に至る)	
取締役		中川 いち朗	1962年 11月 6 日	1985年 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2004年 同 理事 2010年 日本ヒューレット・パッカード株式会社(現株式社日本HP) 常務執行役員 2014年 シスコシステムズ合同会社 専務執行役員 2018年 同 副社長 2021年 同 代表執行役社長 2024年 McKinsey & Company, Inc. シニア・アドバイナ (現在に至る) 2025年 ピュア・ストレージ・ジャパン株式会社 会長(在に至る) 2025年6月 当社 社外取締役(現在に至る)	°

						Z
役名	職名	氏名	生年月日		職歴	所有株式数   (千株)
取締役		道 あゆみ	1966年 1 月16日	1995年 4 月 2001年 9 月 2002年12月 2005年 4 月 同 2008年 9 月 2009年 4 月 2011年 5 月 2015年10月 2018年 4 月 2019年 4 月 2022年 2 月 2023年 6 月	日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社 弁護士登録 松尾綜合法律事務所 入所 日本弁護士連合会 司法改革調査室 嘱託 くれたけ法律事務所 入所 弁護士法人渋谷パブリック法律事務所 入所 龍谷大学大学院法務研究科 客員教授 早稲田大学 大学院法務研究科 客員教授 同 教授(任期付) 弁護士法人早稲田大学リーガルクリニック 入所 (現在に至る) 日本司法支援センター 民事法律扶助課長 日本弁護士連合会 事務総長付特別嘱託 日本弁護士連合会 事務次長 東京弁護士会 副会長 日本司法支援センター 事務局長 株式会社新生銀行(現株式会社SBI新生銀行) 社 外取締役 日清食品ホールディングス株式会社 社外監査役 (現在に至る) 日本弁護士連合会 司法調査室長(現在に至る)	
				2024年 9 月	レーザーテック株式会社 社外監査役(現在に至る) 当社 社外取締役(現在に至る)	
取締役		栗山浩樹	1961年 5月27日	2014年6月2019年6月2020年6月 同	日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社 同 取締役 新ビジネス推進室長 同 常務取締役 新ビジネス推進室長 同 執行役員 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(現NTTドコモビジネス株式会社) 代表取締役副社長 ビジネスソリューション本部長 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスソリューション本部長、同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネスソリューション本部長、ビジネスソリューション本部長、ビジネスソリューション本部と、ビジネスソリューション本部と、ビジネスソリューション本部と、ビジネスソリューション本部のでは、 1 一ポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス、情報戦略担当当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート、財務、グループ事業推進、アライアンス、情報戦略に CSR担当 グローバル事業企画株式会社(現株式会社NTTドコモ・グローバル)代表取締役社長(現在に至る) 当社 取締役(現在に至る)	
取締役		小島 克重	1965年 9月12日	2019年6月 2020年4月 2020年6月 2021年6月 2023年6月 2024年6月	日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社 取締役 第四営業本部長 同 取締役 ビジネスソリューション本部 第三ビ ジネスソリューション部長 第四ビジネスソリュー ション部長兼務 同 取締役 ビジネスソリューション本部 第四ビ ジネスソリューション部長 同 執行役員 ビジネスソリューション本部 第四 ビジネスソリューション部長 同 常務執行役員 ビジネスソリューション本部長 同 代表取締役社長 社長執行役員(現在に至る) 当社 取締役(現在に至る)	

	1			1		<u>公</u>
役名	職名	氏名	生年月日		職歴	所有株式数 (千株)
					日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (現NTTドコモビジネス株式会社) 西日本営業本	
				2019年6月	部 第一営業部門 担当部長 同 経営企画部 サービス戦略部門 担当部長 同 経営企画部 営業戦略部門 担当部長	
					同 ビジネスソリューション本部 事業推進部 事業推進部門長 日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 新ビジ	
取締役		   爪長 美菜子	1972年		ネス推進室 担当部長	
-1/10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1			4 月26日	2022年6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (現NTTドコモビジネス株式会社) 取締役	
				2023年 6 月	日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 執行役員 研究開発マーケティング本部 マーケティング 部門長	
					日本情報通信株式会社 取締役(現在に至る)	
				1	当社 取締役(現在に至る) 日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 執行役	
					員 研究開発マーケティング本部 アライアンス部	
				4004年4日	門長(現在に至る)	
				1	日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社 当社 ソリューションビジネス部長	ĺ
				1	当社 ソリューションサービス部長	
				1	当社 執行役員 四国支社長	
				1	株式会社ドコモCS四国 代表取締役社長	
					当社 執行役員 ビジネスクリエーション部長	
				1	当社 常務執行役員 スマートライフ推進部長	
				1	当社 常務執行役員 スマートライフ戦略部長	
				I .	当社 常務執行役員 スマートライフカンパニー統	
m体尔			1966年		括長 データプラットフォーム部、コンシューマ	
取締役		三ケ尻 哲也   	4月9日		マーケティング部、スマートライフ戦略部担当の統 括長	
				2024年7月	当社 常務執行役員 コンシューマサービスカンパ	
					ニー統括長 データプラットフォーム部、カンパ	
					ニーコーボレート部、カンパニーファイナンス部担 当の統括長	
				2025年6日	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社(現NTTド	
				2020-073	コモソリューションズ株式会社) 代表取締役社	
					長 社長執行役員(現在に至る)	
				同	当社 取締役(現在に至る)	
				1988年4月	日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社	
				2006年4月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 マーケ	
				2008年7日	ティング本部代理店営業部部門長 当社 関西支社マーケティング本部代理店営業部部	
取締役		白川貴久子	1963年	2000+ / 月	門長	
(常勤監査等委員)			6月9日	2009年7月	当社 情報システム部担当部長	
					当社 執行役員 デジタルマーケティング推進部長	
				1	当社 執行役員 中国支社長	
				2023年6月	当社 取締役(常勤監査等委員)(現在に至る)	

		<u> </u>		1		<u> </u>
役名	職名	氏名	生年月日		職歴	所有株式数 (千株)
					日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社(現NTTド コモソリューションズ株式会社) 取締役 エン タープラインビジネス事業本部 事業企画部長、経	
				2016年7月	営企画部 営業企画室長兼務 同 取締役 エンタープライズビジネス事業本部 事業企画部長、営業企画部長兼務、営業企画部 戦 略推進部門長兼務	
				2017年6月	同 取締役 営業企画部長、ビジネスインキュベーション部長兼務、営業企画部 戦略推進部門長兼務	
取締役 (常勤監査等委員)		桑名 正人	1962年 7月13日	2017年7月	同 取締役 営業企画部長、ビジネスインキュベーション本部長兼務、営業企画部 戦略推進部門長兼 務	
					同 取締役 エンタープライズビジネス事業本部長 同 常務取締役 エンタープライズビジネス事業本 部長	
				2022年 6 月	同 常務執行役員 エンタープライズビジネス事業 本部長	
				2022年12月	同 代表取締役副社長 副社長執行役員 エンター プライズビジネス事業本部長	
				2024年7月	同 代表取締役副社長 副社長執行役員 ビジネストランスフォーメーション事業本部長	
				2025年6月	当社 取締役(常勤監査等委員)(現在に至る)	
				1986年4月	日本電信電話株式会社(現NTT株式会社) 入社	
				2015年 6 月	東日本電信電話株式会社(現NTT東日本株式会社) 取締役 神奈川事業部長 神奈川事業部 川支店長兼務	
				2016年 6 月	同 取締役 ビジネス&オフィス営業推進本部 副本部長 ビジネス&オフィス営業推進本部 ビジネス営業部長兼務	
TR / + / F				同	株式会社NTT東日本 - 南関東 取締役	
取締役 (常勤監査等委員)		原田 清志	1962年 1月11日	2017年7月	東日本電信電話株式会社(現NTT東日本株式会社) 取締役 ビジネスイノベーション本部 副本	
				2040/7 5 5	部長 ビジネスイノベーション本部 パリュークリ エイト部長兼務	
					NTTファイナンス株式会社 常務取締役 ビリング 事業本部長	
				1	同 代表取締役副社長 ビリング事業本部長 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現在に至	
				1084年 4 日	る) 日本電信電話公社(現NTT株式会社) 入社	
				1	古本電信電話公社(現NTT株式会社) 人任 西日本電信電話株式会社(現NTT西日本株式会 社) 岐阜支店長	
				2012年6日	同社 兵庫支店長 関西事業本部 副本部長兼務	
取締役 (常勤監査等委員)		   池田 佳隆 	1961年 11月22日	2017-7-0/3	コモソリューションズ株式会社 ) 取締役 総務人事部長	
				2018年6月	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 常 務取締役 企画総務部長 事業連携推進部長	
				2022年6月	当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現在に至る)	
	池田 佳隆	池田 佳隆		2018年6月	事部長 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 常 務取締役 企画総務部長 事業連携推進部長 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現在に至	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)		千葉 通子	1961年 6 月27日	1984年4月 東京都庁 入庁 1989年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監人) 入所 1993年3月 公認会計士登録 2004年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人 パートナー 2010年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任 法人) シニアパートナー 2016年9月 千葉公認会計士事務所 公認会計士(現在に至2018年6月 カシオ計算機株式会社 社外監査役 2019年3月 DIC株式会社 社外監査役 2019年6月 カシオ計算機株式会社 社外取締役 監査等(現在に至る) 同 TDK株式会社 社外監査役 2022年4月 金融庁 公認会計士・監査審査会委員(現在る) 2022年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現在に至る) 2022年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(に至る) 2024年6月 三井不動産株式会社 社外監査役(現在に至る)	) 監査 る) 委員 に至 )現在
				計	

## (2)【経理の状況】

公開買付者の第34期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成しております。

公開買付者の第34期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日)の財務諸表は、公開買付者の会計監査 人である有限責任 あずさ監査法人より監査を受けております。

## 貸借対照表

(2025年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
   資産の部	<u>₩</u> 12	負債の部	7E 1X
固定資産		固定負債	
回足員程   電気通信事業固定資産		回た貝債   リース債務	167,204
电双应后争亲回定复度   有形固定資産		退職給付引当金	169,960
特別回足員度   機械設備	1,085,415		226
	391,886		3,133
	121	対象を表現の	1,516
	27	固定負債合計	342,040
端末設備	!		342,040
線路設備	36,746	流動負債   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	204 400
土木設備	10,564	買掛金	324,499 1,012,830
建物 構築物	224,860 50,781	短期借入金 リース債務	13,192
一	6,894	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1,139,592
一般が及び表量   車両	297	不知並   未払費用	18,775
単岡   工具、器具及び備品	90,408	不知真用   未払法人税等	60,909
土地	194,863		238,224
	168,959	英間見順   返金負債	78,339
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	197,245		70,339
有形固定資産合計	2,459,066	預り金	162,891
無形固定資産	2,400,000	」 事業撤退損失引当金	226
無水固定負煙   施設利用権	7,356	サ来版と頂大り日本   ポイントプログラム引当金	27,037
ルスが角性	7,330	ハインドプログラム引当金 クレジット特典引当金	24,297
ファーラエア   特許権	37	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27,470
	· .	流動負債合計	3,128,287
その他の無形固定資産	53,678	加野兵員口印	3,470,326
無形固定資産合計	902,157	<sup>貝良口引 </sup>   純資産の部	
	3,361,223	株主資本	) 
型	3,301,223	,怀工具本 │  資本金	040 690
投員での他の員座   投資有価証券	266 924	貝平亚   資本剰余金	949,680
	266,824	貝本剌乐並   資本準備金	202 205
	771,017 17,585	員本学権立   その他資本剰余金	292,385 415,499
ての他の関係去社投資   関係会社長期貸付金	42,225	資本剰余金合計	707,884
	l ' '		707,004
長期前払費用	72,025	利益剰余金	4 400
長期未収入金	553,023		4,100
繰延税金資産	153,906	その他利益剰余金	250,000
その他の投資及びその他の資産 貸倒引当金	121,141 1,431	別途積立金 繰越利益剰余金	358,000 4,007,158
	1,996,316	利益剰余金合計	4,369,258
投員での他の員座占司   固定資産合計	5,357,539	利益利永並百計	6,026,821
回处具度点面   流動資産	5,55 <i>i</i> ,539		0,020,621
<sup>流勤員度</sup>   現金及び預金	10,712	評価・授昇左領寺   その他有価証券評価差額金	71,930
売掛金 キャストク	673,549	評価・換算差額等合計	71,930
未収入金	2,946,463	純資産合計	6,098,752
貯蔵品	203,304		
前渡金	7,254		
前払費用	65,599		
返品資産	26,414		
関係会社短期貸付金	205,717		
その他の流動資産	151,668		
貸倒引当金	79,142		
流動資産合計	4,211,539		
(注) 從來 記載全額以五万四去漢句	9,569,078	負債・純資産合計	9,569,078

<sup>(</sup>注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しています。

## 損益計算書

( 2024年4月1日から 2025年3月31日まで )

(単位:百万円)

科目	金	客頁
電気通信事業営業損益		
営業収益		
音声伝送収入	1,007,398	
データ伝送収入	1,932,280	
その他の収入	241,074	3,180,752
営業費用		
営業費	1,000,318	
施設保全費	398,371	
共通費	43,407	
管理費	84,053	
試験研究費	83,793	
減価償却費	522,869	
固定資産除却費	31,006	
通信設備使用料	536,151	
租税公課	65,568	2,765,536
電気通信事業営業利益		415,216
附带事業営業損益		
営業収益		1,597,928
営業費用		1,315,103
附带事業営業利益		282,825
営業利益		698,041
営業外収益		
受取利息	1,928	
受取配当金	207,880	
雑収入	16,107	225,914
営業外費用		
支払利息	5,232	
支払手数料	3,446	
固定資産売却損	4,736	
投資有価証券評価損	4,322	
関係会社株式評価損	5,428	
雑支出	3,893	27,057
経常利益		896,898
特別利益		
投資有価証券売却益	14,116	14,116
税引前当期純利益		911,014
法人税、住民税及び事業税		212,446
法人税等調整額		1,972
当期純利益		700,540

<sup>(</sup>注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しています。

# 株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から 2025年3月31日まで )

(単位:百万円)

		株主資本								
			資本剰余金			利益乗	<b>到余金</b>			
	資本金	資本金	その他資本	恣★軕◇◇	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金	株主資本合	
	資本準備	資本準備金	制余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金	7 利益剰宗金 ( 合計	計	
当期首残高	949,680	292,385	443,487	735,872	4,100	358,000	4,081,482	4,443,581	6,129,133	
当期変動額										
吸収分割による減 少			27,988	27,988					27,988	
剰余金の配当							774,864	774,864	774,864	
当期純利益							700,540	700,540	700,540	
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計			27,988	27,988			74,324	74,324	102,312	
当期末残高	949,680	292,385	415,499	707,884	4,100	358,000	4,007,158	4,369,258	6,026,821	

	評価・換	算差額等	
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	92,280	92,280	6,221,413
当期変動額			
吸収分割による減 少			27,988
剰余金の配当			774,864
当期純利益			700,540
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	20,349	20,349	20,349
当期変動額合計	20,349	20,349	122,661
当期末残高	71,930	71,930	6,098,752

<sup>(</sup>注) 従来、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、当事業年度より百万円未満を四捨五入して表示しています。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

市場価格のない株式等以外のもの

その他有価証券

償却原価法 (利息法)によっています。 移動平均法による原価法によっています。

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によって

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。 (評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原価は債券については先入先出法、その他

については移動平均法により算定)

移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっています。

市場価格のない株式等

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、端末機器については先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法によっています。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっています。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (7年以内)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については零としています。

- 3 . 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当全

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式 基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

(3) ポイントプログラム引当金

将来の「dポイント」等の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると 見込まれる所要額を計上しています。

(4) クレジット特典引当金

将来のdカードにおける「年間ご利用額特典」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

(5)事業撤退損失引当金

携帯端末向けマルチメディア放送事業の撤退に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

収益は、顧客への商品またはサービスの移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額に基づき測定し、第三者のために回収する金額を除いています。当社は商品またはサービスに対する支配が顧客に移転したことによって履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

当社においては、コンシューマ通信事業、スマートライフ事業及びその他の事業(法人通信等)の3つの主要な事業において、通信サービス、端末機器販売、スマートライフサービスの3つのサービスを提供しています。

また、当社は、ポイントプログラムを展開しています。

通信サービス(コンシューマ通信・法人通信)

#### ) モバイル通信サービス

通信サービスのうち、主なものはモバイル通信サービスです。当社は、契約者と直接または販売代理店経由でモバイル通信サービスに関する契約を締結しています。

当社は、日本の電気通信事業法及び政府の指針に従って料金を設定していますが、同法及び同指針では移動通信 事業者の料金決定には政府の認可は不要とされています。モバイル通信サービスは、契約に基づき、契約者に対し て回線を提供し、当該回線を利用した音声通話及びパケット通信の提供を行うことを履行義務として識別していま す。モバイル通信サービスの収入は、主に月額基本使用料、通信料収入及び契約事務手数料により構成されていま す。

月額基本使用料及び通信料収入は、音声通話及びパケット通信の利用に応じて履行義務が充足されると判断しており、これらの利用に応じて各月の収益として計上しています。収益として計上された金額は、月次で請求し、短期のうちに回収しています。

契約事務手数料のうち、顧客に対して更新に関する重要な権利を提供するものについては、貸借対照表の「契約負債」として繰延べられ、顧客に重要な権利を提供する期間にわたって、収益として認識しています。

#### ) 光通信サービス及びその他の通信サービス

当社は、日本電信電話株式会社(現NTT株式会社)の子会社である東日本電信電話株式会社(現NTT東日本株式会社)及び西日本電信電話株式会社(現NTT西日本株式会社)より、光アクセスのサービス卸を受け、光ブロードバンドサービスを提供しています。光ブロードバンドサービスについては、契約に基づき、契約者に対して光ブロードバンドサービスを提供することを履行義務として識別しています。当該履行義務については、光ブロードバンドサービスの利用に応じて履行義務が充足されると判断しています。

また、光ブロードバンドサービス契約者のうち、特定のパケット料金プラン契約者に対して、一定の割引を行うセット契約を提供していますが、これらの契約は個別にも提供しており、それぞれ独立した販売価格があります。セット契約の対価は独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの履行義務に配分され、「音声伝送収入」及び「データ伝送収入」に、収益として認識しています。

光ブロードバンドサービスの工事料及び契約事務手数料のうち、顧客に対して更新に関する重要な権利を提供するものについては、貸借対照表の「契約負債」として繰延べられ、サービス毎に顧客に重要な権利を提供する期間にわたって収益として認識しています。

#### 端末機器販売

当社は、提供する携帯電話サービスに対応した通信端末を端末メーカーから購入し、主にお客さまへの販売を行う販売代理店に対して販売しています。端末機器の販売については、販売代理店等へ端末機器を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。また、販売代理店等への引渡し時に、端末機器販売に係る収益から代理店手数料及びお客さまに対するインセンティブの一部を控除した額を収益として認識しています。また、販売代理店等が契約者へ端末機器を販売する際には、分割払いを選択可能としています。分割払いが選択された場合、当社は、契約者及び販売代理店等と締結した契約に基づき、契約者に代わって端末機器代金を販売代理店等に支払い、立替えた端末機器代金については、分割払いの期間にわたり、月額基本使用料及び通信料収入に合わせて契約者に請求しています。未回収の立替金については、貸借対照表において、回収期限が1年以内の場合は「未収入金」に、回収期限が1年を超える場合は「長期未収入金」に計上しています。

当社は、端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、割賦債権の一部の支払を不要とするプログラムを提供しています。この結果として権利が得られないと見込む額を返金負債として認識し、同額を収益から控除しています。当該負債は、貸借対照表において「返金負債」に含まれています。見積りに関する情報は、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。また、当社は、返金負債の決済時にプログラム加入者から端末機器を回収する権利を貸借対照表において「返品資産」に含めて資産計上しています。当該資産は、帳簿価額から回収のための予想コスト(返品された商品の企業にとっての価値の潜在的な下落を含む)を控除した額で測定しています。

スマートライフサービス

スマートライフサービスについては、金融決済サービス、コンテンツライフスタイルサービス(動画・音楽・電子書籍等配信サービス・ドコモでんき等)、マーケティングソリューション、あんしん系サポート(ケータイ補償サービス等)等のサービスを提供しています。

当社は、履行義務が充足される時点を、引渡しが完了またはサービスが提供された時点と判断し収益を認識しています。

#### (総額または純額での表示)

第三者から仕入れた物品又はサービスを当社が販売又は提供する場合の収益の表示について、顧客に物品又はサービスを移転する前に当該物品又はサービスに対する支配を当社が獲得しているときには、本人として取引を行っているものと考え、顧客から受け取る対価の総額を収益として表示しています。

これに対し、顧客に物品又はサービスを移転する前に当該物品又はサービスに対する支配を当社が獲得していないときには、代理人として取引を行っているものと考え、顧客から受け取る対価から関連する原価を控除した純額を収益として表示しています。

#### (ポイントプログラム)

当社は、個人の顧客に対し、携帯電話及びクレジットサービス(dカード)の利用並びに加盟店での支払い等に応じてポイントを進呈する「dポイントサービス」を提供しています。進呈されたポイントは、当社グループ商品の購入時の支払い及び通信料金への充当並びに加盟店での支払いへの充当等が可能です。なお、個人の顧客は、モバイル通信サービス契約の解約後も「dポイント」を利用することが可能です。

また、法人の顧客に対し、携帯電話の利用等に応じてポイントを進呈する「ドコモビジネスポイントサービス」を提供しています。進呈されたポイントは、当社商品の購入時の支払いへの充当等が可能です。

顧客との契約において進呈した「dポイント」及び「ドコモビジネスポイント」のうち、将来顧客が行使することが 見込まれるポイントを履行義務として、貸借対照表上の「契約負債」に計上しています。取引価格はこれらのポイント に係る履行義務とポイントの進呈対象となる商品またはサービスに係る履行義務に対して独立販売価格の比率に基づい て配分しています。ポイントの履行義務に配分され、「契約負債」に計上された取引価格は、ポイントの利用に従い収 益を認識しています。一方、契約における履行義務を生じさせないポイントは「引当金」として認識及び表示していま す。見積りに関する情報は、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

#### (直接販売契約)

当社が直接お客さまに対して端末機器を販売し、同時またはほぼ同時にモバイル通信サービスに関する契約の締結を行う場合、端末機器収入、モバイル通信サービス収入は一体の取引であると考えられるため、契約を結合の上、単一の契約として会計処理しています。端末機器販売及びモバイル通信サービスの契約は個別にも提供しており、個別に提供する際の販売価格(独立販売価格)があります。この場合、取引価格の合計額を独立販売価格の比率に基づき、端末機器収入及びモバイル通信サービス収入に配分しています。端末機器収入に配分された金額はお客さまへ端末を引渡した時点で、モバイル通信サービス収入に配分された金額は音声通話及びパケット通信の利用に応じて履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しています。上記の価格配分の結果、端末機器販売時に認識された収益の金額がお客さまから受け取る対価の金額よりも大きい場合には差額を契約資産に、小さい場合には差額を契約負債に計上しています。なお、貸借対照表上、契約資産は「その他の流動資産」に含めて表示しています。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

#### 表示方法の変更に関する注記

#### (貸借対照表)

前事業年度において独立掲記していた「預け金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他の流動資産」に含めて表示しています。

#### (損益計算書)

前事業年度において「雑収入」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度に おいては独立掲記しています。

前事業年度において独立掲記していた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「雑支出」に含めて表示しています。

#### 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1.投資有価証券及び関係会社株式

当事業年度計上額

投資有価証券 266,824百万円

関係会社株式 771,017百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等の評価を行う場合、事業計画等に基づく将来の業績予想等について、一定の仮定を設定しています。将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの仮定に見直しが行われた場合、翌事業年度の計算書類において、投資有価証券及び関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 2. 退職給付引当金

当事業年度計上額 169,960百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。退職給付債務及び年金資産の算定においては、割引率、昇給率等の様々な判断及び見積りに基づく仮定が必要になります。これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性については外部の年金数理人からの助言を得ていますが、数理計算上の仮定は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、退職給付引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 3.契約負債及び引当金(ポイントプログラム)

当事業年度計上額 160,324百万円(契約負債:133,286百万円、引当金:27,037百万円)

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、顧客との契約において、進呈したポイントのうち、将来顧客が利用すると見込まれるポイントを履行義務として「契約負債」に計上し、契約における履行義務を生じさせないものについて、「ポイントプログラム引当金」を計上しています。契約負債及び引当金の算定においては、利用率、失効率、解約率等の様々な判断及び見積りに基づく仮定が必要となります。また、契約負債及び引当金の算定は、決算日における最善の見積りに基づいて行っていますが、将来、予想しえない事象の発生や状況の変化によって、見積りに使用した仮定と異なる結果が生じることにより、翌事業年度の計算書類において「契約負債」及び「引当金」の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4.返金負債

当事業年度計上額 78,339百万円

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、端末機器の販売において、利用した端末機器の返品等を条件に、割賦債権の一部の支払を不要とするプログラムを提供し、権利が得られないと見込む額を「返金負債」として認識し、同額を収益から控除しています。

返金負債の見積りについては、過去の経験等に基づいて、商品の種類ごとに算出した端末取替時期や、プログラム加入者による当該プログラムの利用率等の仮定を見積り、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲で算定しています。顧客による端末返品数やその時期についての不確実性があり、将来、見積りに使用した仮定と異なる結果が生じることにより、翌事業年度の計算書類において、「返金負債」の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 収益認識に関する注記

- 1. 収益を理解するための基礎となる情報
  - 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### 貸借対照表に関する注記

- 1. 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。
- 2. 有形固定資産の減価償却累計額は、5,516,273百万円です。
- 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりです。

短期金銭債権 113,877百万円 短期金銭債務 249,083百万円

- 4. 当社は資金調達の手段として、債権流動化による未収入金の現金化を行っています。そのうち、当事業年度末において、金融商品の消滅の認識要件を満たさない未収入金の金額は1,014,667百万円であり、対応して認識した債権流動化に伴う負債(短期借入金)の金額は1,012,830百万円です。
- 5. 当事業年度末における顧客との契約から生じた債権は、683,774百万円です。
- 6. 当事業年度末における契約資産の金額は、7,333百万円です。

#### 損益計算書に関する注記

1.関係会社との取引高は次のとおりです。

営業取引による取引高

営業収益 110,433百万円営業費用 728,081百万円営業取引以外の取引高 206,280百万円

- 2. 営業外収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものは次のとおりです。 受取配当金 198,427百万円
- 3.特別利益

投資有価証券売却益 14,116百万円 当社が保有していた株式会社ローソン等の株式の売却によるものです。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数普通株式 3,228,601,234株
- 2.配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

2024年6月14日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 774,864百万円

1 株当たりの配当額 240円

基準日2024年 3 月31日効力発生日2024年 6 月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

第34期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しています。

配当金の総額 697,378百万円

1 株当たり配当額 216円

基準日2025年3月31日効力発生日2025年6月17日配当の原資利益剰余金

#### 税効果会計に関する注記

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、退職給付引当金、投資有価証券評価損、減価償却限度超過額等の否認、貸倒引当金、ポイントプログラム引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

なお、繰延税金資産算定にあたり控除された金額は83,169百万円です。

2.法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理

当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)の金額は2,400百万円増加し、法人税等調整額が2,400百万円減少しております。

#### 金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性に配意し有利な運用に努め、原則として元本保証・確定利回りの金融商品で行い、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしています。

資金調達については、安定的かつ低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしており、銀行等金融機関からの借入、債権流動化及び債券の発行による方針です。

投資有価証券並びに関係会社株式である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されています。これらは、主に 業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券の管理に関する内規に従い、定期的に時価評価しています。

金銭債権である売掛金及び未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び預け金は、投資先の信用リスクに晒されていますが、資金運用に関する内規に従い、取引を行っています。

有利子負債である借入金及びリース債務は、設備資金、投融資資金等に係る資金調達です。

金銭債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

関係会社長期貸付金、関係会社短期貸付金及び関係会社預り金は、当社グループ会社全体の効率的資金管理を実施するキャッシュ・マネジメント・システム等によるものです。

また、有利子負債、金銭債務及び関係会社預り金は、流動性リスクに晒されていますが、資金管理に関する内規に従い、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しています。

デリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のみに限り、売買益等を目的とした投機的な取引は行っていません。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等と認められるものは、下表には含まれていません。

また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、記載を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	246,263	246,263	-
(2) 関係会社株式	50,916	37,222	13,694
(3) 関係会社長期貸付金(*1)	288,689	288,689	-
(4) 売掛金	673,549		
(5)未収入金(*2)	3,499,486		
貸倒引当金(*3)	75,776		
	4,097,259	4,097,259	-
(6) リース債務(*4)(*5)	(180,396)	(130,166)	50,230

- (\*1)関係会社短期貸付金及び1年以内の関係会社長期貸付金を含めています。
- (\*2)長期未収入金を含めています。
- (\*3)売掛金及び未収入金に対応する貸倒引当金を控除しています。
- (\*4)負債に計上されるものについては、( )で表示しています。
- (\*5)1年以内のものを含んでいます。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1)投資有価証券及び(2)関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式及び債券	144,867	246,237	101,370
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式及び債券	26	26	-

その他有価証券の当事業年度の売却額は27,463百万円であり、売却益は14,116百万円、売却損は 202百万円です。

#### (3) 関係会社長期貸付金

これらは貸付利率と新たに貸付ける場合の利率に重要な変動がないため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (4) 売掛金及び(5) 未収入金

これらは3年以内の期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

#### (6) リース債務

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により 算定しています。

- (注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は727,482百万円です。(1)投資有価証券及び(2)関係会社株式に は含めていません。
- (注3) 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価の算定に関する会計基準の適用 指針第24-16項を適用し、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項の注記をしておりません。当事 業年度末の貸借対照表計上額は30,765百万円です。

#### 関連当事者との取引に関する注記

#### 1.子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	エヌ・ティ・ ティ ・コム ウェア株式会 社 (現NTTド コモソリュー ションズ株式 会社)	66.6%	資金の賃借	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	75,981 275	関係会社短 期貸付金	96,854

#### 2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の	NTTファイナ	なし	₩ 7h <b>- -</b>	金銭の消費寄託 (注2)	138,480	預け金	9,562
子会社ンス株式会社	会社	業務委託	<b>唐佐の笹油(注))</b>	5,613,637	未収入金	370,432	
				債権の譲渡(注3)	5,615,657	預り金	7,534

## 取引条件及び取引条件の決定の方針等

- (注1) エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社(現NTTドコモソリューションズ株式会社)に対する資金の貸付に ついては、市場金利を勘案して決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中 の平均残高で記載しています。また、担保は受け入れていません。
- (注2) 金銭の消費寄託に係る運用利率については、NTTファイナンス株式会社が市場金利を勘案した利率をもとに 決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。
- (注3) 債権の譲渡については、市場価格を勘案して決定しています。

## 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,888円98銭1 株当たり当期純利益 216円98銭

- (3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】
  - 【公開買付者が提出した書類】
  - イ【有価証券報告書及びその添付書類】
  - 口【半期報告書】
  - 八【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

- 2【会社以外の団体の場合】 該当事項はありません。
- 3【個人の場合】

該当事項はありません。

## 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年8月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	134,415(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	134,415		
所有株券等の合計数	134,415		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

- (注) 特別関係者である対象者は、2025年6月30日現在、対象者株式610株(所有割合:0.00%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。
  - (2)【公開買付者による株券等の所有状況】 該当事項はありません。
  - (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2025年8月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	134,415(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	134,415		
所有株券等の合計数	134,415		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、2025年6月30日現在、対象者株式610株(所有割合:0.00%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】 【特別関係者】

(2025年8月18日現在)

氏名又は名称	株式会社CARTA HOLDINGS			
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門二丁目 6 番 1 号 虎ノ門ヒルズステーションタワー36階			
職業又は事業の内容	デジタルマーケティング事業、インターネット関連サービス事業			
連絡先	連絡者株式会社CARTA HOLDINGS取締役執行役員CFO永岡 英則連絡場所東京都港区虎ノ門二丁目 6 番 1 号虎ノ門ヒルズステーションタワー36階電話番号03-4577-1453			
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者			

(注) 対象者は、本スクイーズアウト手続の効力発生後に、本自己株式取得を実施する予定で、公開買付者との間で 共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載してお ります。

(2025年8月18日現在)

氏名又は名称	株式会社電通グループ
住所又は所在地	東京都港区東新橋1丁目8番1号
職業又は事業の内容	グループ全体の成長持続及び競争力強化に向けた各種環境の整備と支援、並びにグループガバナンスの推進
連絡先	連絡者 株式会社電通グループ デピュティ・グローバル・チーフ・コミュニケーションズ・オフィ サー 小嶋 純平 連絡場所 東京都港区東新橋1丁目8番1号 電話番号 03-6217-6601
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) 電通グループは、本業務資本提携契約において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成 の議決権の行使について公開買付者との間で合意しているため、公開買付者との間で共同して株主としての議 決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断して、特別関係者として記載しておりま す。

## 【所有株券等の数】 株式会社CARTA HOLDINGS

(2025年8月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、2025年6月30日現在、対象者株式610株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

株式会社電通グループ

(2025年8月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該 当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該 当する株券等の数
株券	134,415(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	134,415		
所有株券等の合計数	134,415		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

## 2【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】 該当事項はありません。

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

## (1) 本業務資本提携契約

公開買付者は、2025年6月16日付で、対象者及び電通グループとの間で、電通グループが所有する本不応募合意株式を本公開買付けに応募しない旨及び本取引後の公開買付者、対象者及び電通グループ間の業務資本提携に関する本業務資本提携契約を締結しております。

詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「本業務資本提携契約」をご参照ください。

#### (2) 本株主間契約

公開買付者は、2025年6月16日付で、電通グループとの間で、対象者の共同運営等に関しての本株主間契約を締結しております。

詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な 合意」の「 本株主間契約」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

- 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】
  - (1) 公開買付者と対象者との間の取引

公開買付者と対象者との間の取引はございません。なお、公開買付者と対象者グループとの間には、デジタルマーケティング及び広告事業に関する取引があります。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引該当事項はありません。

## 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同

2025年6月16日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年6月16日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしていたとのことです。

また、2025年8月15日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年8月15日付の会社法第370条による取締役会決議(書面決議)によって、決議に参加した対象者の取締役(取締役合計6名のうち、北原整氏を除く5名)の全員一致で、改めて、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

#### 本業務資本提携契約

公開買付者は、2025年6月16日付で、対象者及び電通グループとの間で本業務資本提携契約を締結しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「 本業務資本提携契約」をご参照ください。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、2025年6月16日付で、対象者の代表取締役社長執行役員兼CEOであり第2位株主である宇佐美氏(所有株式数:1,869,154株、所有割合:7.39%)及び対象者の取締役執行役員CFOであり第9位株主(2024年12月31日現在、2025年6月30日現在では第10位株主)である永岡氏(所有株式数:372,084株、所有割合:1.47%)との間で、本応募合意契約を締結しております。

詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「本応募合意契約」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

## 1【最近3年間の損益状況等】

## (1)【損益の状況】

( ) 135(1111-15-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-		
決算年月		
売上高		
売上原価		
販売費及び一般管理費		
営業外収益		
営業外費用		
当期純利益 ( 当期純損失 )		

## (2)【1株当たりの状況】

決算年月		
1株当たり当期純損益		
1 株当たり配当額		
1 株当たり純資産額		

## 2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場							
月別	2025年 2 月	2025年2月 2025年3月 2025年4月 2025年5月 2025年6月 2025年7月 2025年8月						
最高株価	1,522	1,530	1,570	1,695	2,086	2,088	2,099	
最低株価	1,382	1,386	1,284	1,474	1,525	2,077	2,078	

<sup>(</sup>注) 2025年8月については、同年8月15日までのものです。

## 3【株主の状況】

## (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株			
区分	政府及び地	金融機関 金融商品取		政府及び地 ヘミュ機関 :	金融商品取しその他の法		外国法	去人等	個人その他	計	単元未凋休     式の状況     (株)
	方公共団体	立 图 知 [ 茂 [ 美 ]	引業者	人	個人以外	個人	個人での他	ā l	(杯)		
株主数(人)											
所有株式数 (単位)											
所有株式数の割 合(%)											

## (2)【大株主及び役員の所有株式の数】 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
				_
計				

## 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第25期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)2024年3月25日 関東財務局長に提出 事業年度 第26期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)2025年3月31日 関東財務局長に提出

## 【半期報告書】

事業年度 第27期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)2025年8月8日 関東財務局長に提出

## 【臨時報告書】

該当事項はありません。

## 【訂正報告書】

該当事項はありません。

## (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社CARTA HOLDINGS

(東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー36階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 株式会社NTTドコモ(E04463) 公開買付届出書

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】 該当事項はありません。

## 6【その他】

(1)「2025年12月期配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表 対象者は、2025年6月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが行われる予定であることを踏まえ、 2025年2月13日に公表した2025年12月期の配当予想を修正し、2025年6月30日(第2四半期末)及び2025年12月31日(期末)を基準日とする剰余金の配当を行わないこと、及び2025年12月期より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が2025年6月16日付で公表した「2025年12月期配当予想の修正 (無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。